

平成16年度研究報告書

虐待の援助法に関する文献研究(第2報：1980年代) 児童虐待に関する法制度 および法学文献資料の研究 第1期 (1980年から1990年まで)

研究代表者	保坂 亨	千葉大学教育学部教育実践総合センター
共同研究者	吉田 恒雄	駿河台大学法学部
	鈴木 博人	中央大学法学部
	田澤 薫	尚絅学院大学女子短期大学部
	加藤 洋子	日本女子大学人間社会研究科博士課程
	初川 愛美	中央大学法学研究科博士後期課程
	近藤 由香	中央大学法学研究科博士前期課程

社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

平成16年度研究報告書

虐待の援助法に関する文献研究(第2報：1980年代)

児童虐待に関する法制度

および法学文献資料の研究

第1期 (1980年から1990年まで)

子どもの虹 情報研修センター

虐待の援助法に関する文献研究（第2報：1980年代）

児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究

第1期（1980年から1990年まで）

はじめに

児童虐待への対応は、医療・保健・司法・教育等、複合的対応を必要とするものであり、これは現実の対応のみならず、研究活動についても妥当するところである。多方面の学問分野が有機的に結合することにより、児童虐待を多面的にとらえ、その本質に近づくことができるるのである。

本研究は、児童虐待に関する法的対応の経緯を研究するものであるが、法学文献や判例にとどまらず、医学、保健学、社会学、教育学、社会福祉学等の文献も視野に入れて検討した。とくに1980年代以前においては、医学や社会福祉分野からの貴重な法的提言が数多くなされ、その後の法律学分野における研究に大きな影響を与えていたのである。

虐待に対する法的対応は、ときとして当事者である親と対立関係に立ち、その後の支援に支障が生ずることがある。たしかに医療や保健、教育、福祉の分野では、当事者との良好な関係にもとづき、サービスを提供することが一般的であろう。しかし、被虐待児を危険な状況から保護し、安全と安心が保障された環境での生活を確保するためには、ときには親と対立し、その権利を制限せざるえないこともある。

わが国の児童虐待に対する対応は、長い間、このような対立構造のもとで虐待問題をとらえ、強制力をもって子どもを保護することに消極的であった。その原因としては、法制度を利用することに対する現場の抵抗感（「法的対応を講ずることはソーシャルワークの敗北である」との意識）、法制度に関する誤った認識（「親権の壁」という認識等）や法制度に関する知識の不足、法制度利用経験の不足等による制度利用へのためらいがあったと思われる。

こうした認識は、児童福祉や医療等の現場に対する法制度の啓発により、ときの経過とともに変化してきてはいるものの、未だにその傾向は残っている。

本研究は、児童虐待に対する法的対応がどのように具体化し、そのためにどのような方策が講じられてきたかを跡づける点でも意義がある。「法は家庭に入らず」との法諺があるが、児童虐待に関する法学文献・判例研究は、配偶者暴力や高齢者虐待等、家庭という私的分野に対する公的介入のあり方がどのように変化してきたかを探る上で何らかの示唆を提供できるものと考えられる。こうした点で、本研究が今後の児童虐待対応のあり方を考える上で、少しでも役立てれば幸いである。

2005年9月23日

児童虐待法学文献研究会を代表して

吉田 恒雄（駿河台大学）

目 次

I 序論

1 研究の目的	1
2 研究の方法	1
3 研究の時代区分	1
<略語>	2

II 法令・判例および法学研究の動向

1 全体の動向	2
2 法令の動向	4
3 判例の動向	6
4 法学研究の動向	8
(1) 児童福祉法分野	8
(2) 民法分野	10
(3) 刑事法分野	12
(4) 医療・社会福祉分野	14
(5) 非行・教護分野	18

III 主要判例解説

1 民法・児童福祉法分野	19
2 刑事法分野	20

IV 主要文献・調査解説

1 児童福祉法分野	21
2 民法分野	24
3 刑事法分野	29
4 児童福祉・医療分野	32
5 児童虐待に関する調査	34

V 資料

1 児童虐待関係厚生省通知	37
2 刑事法関係判例リスト	38
3 児童虐待関係文献リスト	41
4 児童虐待関係年表	45
5 児童虐待関係司法統計	48
6 児童虐待に係る検挙人員、嬰児殺の検挙人員	53

I 序 論

1 研究の目的

本研究は、1980年代における児童虐待に関する法令、判例および法学研究の動向をさぐることによって、その後におけるさまざまな児童虐待問題に対する法的対応に与えた意義ないし影響を明らかにすることを目的とする。

本研究に先だって、平成16年9月に子どもの虹情報研修センターから、保坂亨教授を代表者とする「虐待の援助法に関する文献研究（第1報：1970年代まで）戦後日本社会の『子どもの危機的状況』という視点の心理社会的分析」が報告されている。同報告書は、「危機的状況」におかれた子どもに対する臨床研究や実践報告等の研究を概観・分析するとともに、社会学の観点から児童虐待に対する時代認識の変遷などを考察している。同研究の進展に応じて、児童虐待への援助法に関する文献研究には法的視点が不可欠であるとの認識が生じたところから、本研究は、いわば先行する社会学的研究を補完するものとして、児童虐待に関する法学文献および判例等を分析することとした。

これと並行して、できるかぎり網羅的に虐待法学関連資料を収集し、関係者に情報を提供しうるものとすることも、本研究に与えられた重要な責務である。

2 研究の方法

本研究は、児童虐待に関する法的問題を扱う文献、判例、通知等の法令および調査・統計資料を対象に分析する。

本研究で対象としたのは、児童虐待に関する法学（児童福祉法、民法、刑法等）文献、判例（民事、刑事、児童福祉法関連）および通知等の法令、児童虐待関連の調査報告書等である。その他、法学分野以外の分野の文献であっても、児童虐待への法的対応の不備を指摘し、その改善を提言するものが少なくないところから、言及された内容がその後に与えた影響の大きさ等を勘案して、適宜、児童福祉、医学、保健等の分野の文献も対象とした。

これらの文献や資料は、国会図書館雑誌記事文献目録や法学文献判例情報等のデータベースをもとに検索し、中央大学図書館、日本女子大学図書館、国会図書館等の図書館を通じて入手した。

3 研究の時期区分

本研究では、先行研究である「虐待の援助法に関する文献研究（心理社会的分析）」の第2期に合わせ、1980年からの文献・判例を対象としている。但し、その終期は先行研究とは異なり、大阪においてわが国で初の児童虐待防止民間団体が設立された時期である1990年3月を終期とした。わが国における虐待対応および研究は、この時期を境に、新らたな視点——育児不安による児童虐待の視点——にもとづき展開されることになり、対応や研究は飛躍的に進展したからである。今回対象とした時期は、その前史ともいべき時期であり、その後の展開の基盤が作られた時期ともいえよう。なお、この時期前後の文献等であっても、のちに与えた影響の大きさや時代的意義を考慮して、重要と思われ

るものは、考察の対象とした。

第2期は、1990年4月から2000年5月の児童虐待防止法成立までとする。この時期は、児童虐待に対する社会的関心は高まったものの、児童虐待対応はもっぱら児童福祉法や民法、刑法等を根拠に行われ、虐待独自の法律が存在しなかった時期である。こうした時期に、各種の法律等の解釈を通じて児童虐待事案に対応して、徐々に実務や判例が形成された時期であり、これがのちの児童虐待防止法制定により実定法として結実された。

最後に第3期としては、児童虐待防止法成立から今日までの足跡をたどる予定である。

<略語>

- ・判時：判例時報
- ・判タ：判例タイムズ
- ・家裁月報：家庭裁判月報
- ・刑集：最高裁判所刑事判例集

II 法令・判例および法学研究の動向

1 全体の動向

(1) はじめに

ここでは、第1期における児童虐待に関する法的対応の状況を概説する。この分野の動向および参考資料・文献については、以下の論考を参照されたい。

この時期、児童虐待それ自体が、まだ社会全般に充分に認識されてはいなかったといえる。いくつかの調査が行われ、児童虐待の存在が明らかにされてきたとはいえ、それはまだ特殊な状況における特殊な問題として捉えられていたにすぎない。

児童福祉分野では、虐待問題は養護問題全体の中に包摂され、その病理性が意識されていなかっただため、虐待独自の対応や強制介入、治療的視点がさほど重視されてはいなかった。当時、社会的に問題となっていた「いじめ」問題、コインロッカー・ベビーに代表される子捨て、近親姦等の問題も虐待として捉えられることなく、一過性の問題として忘れ去られていった。

(2) 法改正および通知

法律改正としては、民法における特別養子縁組制度の創設や子どもの権利条約の批准などがこの時期に行われたが、これらとの関連で、とくに虐待に特化した議論は行われていない。児童福祉財政に関連して、1985年にいわゆる「国の補助金の合理化法」が成立し、1986年に「行革一括法」により保育所や母子生活支援施設等の児童福祉施設への入所事務が国の機関委任事務から都道府県・指定都市・中核市の団体事務とされた。こうした動きは、その後の児童福祉分野における自治事務化および「三位一体改革」による税源移譲問題につながっている。

厚生省関係の通知については、この時期、虐待に直接関連するものは発出されていない。内容としては、「いじめ」、「行革一括法関係」、「児童の自立支援」、「里親関係」に大別できる。

(3) 判例

判例については、1973年の「尊属殺人罪違憲判決」や1988年の西巣鴨置き去り事件において、事実関係との関連で虐待（ネグレクト）であると指摘するものは乏しかった。その他、刑事判例としては、「子殺し（嬰児殺）」に関する4事例があり、いずれも母による子殺しであり、その心神喪失・心神耗弱が争われた事件である。また、年少者の証言に関する裁判例が3件ある。児童虐待とは直接の関係はないが、今後頻出が予想される性的虐待等における児童の証言能力との関係で留意しておく必要のあるケースである。児童福祉法関連の審判例に関しては、第1期以前には比較的多くの審判例が公表されたが、この時期は停滞期であり、唯一福岡高裁決定（福岡高決 昭和56年4月28日）があるのみである。

(4) 研究動向

① 児童福祉法分野

研究面では、児童福祉法関連で「親権」問題がとくに児童福祉施設長の権限との関係で議論され、親権制限の提言等もなされた。これらは「受け皿」としての施設における子どもと親、施設長の法的関係を論じるものであり、「入り口」である被虐待児の保護＝家庭介入のあり方に関する議論や児童相談所対応のあり方に関する議論は、まだ緒に就いたばかりであった。とはいえる、この時期既に大阪府児童虐待対策連絡会議が「被虐待児の早期発見と援助のためのマニュアル（第1次版）」を刊行し、児童虐待の特質に着目した取り組みを始めている点は注目に値する。とはいえる、このマニュアルにおいても、児童福祉法28条の運用に関しては消極的であり、この時期ではまだ司法との連携による介入を進める意識は乏しかったと思われる。

② 民法分野

民法の分野では、親権法とくに親権喪失に関する議論やその前提としての親権の法的性質論が論じられるようになった。児童虐待に関しては、第1期以前ではあるが、石川稔教授による「児童虐待——その法的対応」が著された。この論文は、民法学分野では当時ほとんど論じられていなかった児童虐待について検討する初めての本格的論文であり、その後の児童虐待法学研究に与えた影響は大きい。その他、民法学関係では、外国法とくにアメリカ法との関係で児童虐待が論じられ始めた他、米倉明教授を研究代表者とする児童福祉分野との学際的研究も開始されている。

③ 刑事法分野

刑事法分野では、中谷瑾子教授が「子殺し（嬰児殺）」に関する研究から児童虐待に関する法的介入の研究を積極的に進められ、その後、児童の権利条約の批准に関連して、児童の人権保護の視点から児童虐待の問題を論じられた。これらの研究は、現在の刑事法学における岩井宜子教授を中心とする虐待研究に連なるものである。その他、刑事法分野において、この時期からすでに虐待被害と非行との関係が指摘されていたが、それが注目されるようになったのは、

2002年における法務省、厚労省、日弁連の調査を受けてのことであった。

④ 医療・福祉分野調査

精神医学分野では、わが国における虐待研究の先駆者である池田由子教授が、精神医学の立場から研究を進められるとともに、外国法からの示唆を受け、わが国の法制度の問題点を指摘されていた。児童福祉の分野では、大阪市児童相談所が「紀要」において児童虐待問題を取り上げ、法制度の運用についても言及している。

この時期、児童虐待に関する全国調査が行われ始め、その要因や予防、処遇対策のあり方などを検討する資料として提供された。とはいっても、これら報告書の中でも、法的対応については、制度上の不備の指摘に止まり、これを積極的に活用しようとの提言はまだ見ることができない。

以上、第1期の状況を要約すれば、①児童虐待とくにネグレクトについては、充分な社会的認識に達しておらず、対応としても児童虐待の視点が導入されていなかった。②児童虐待に関する研究・調査が徐々に行われ始め、とくに児童福祉や医療分野では、実際的見地からの提案やマニュアルなどが提示されていた。こうして第1期は、次の児童虐待防止の大きな流れにつながる各分野の活動が形成されていった時期とみることができよう。

(吉田恒雄)

2 法令の動向（1985年～1990年）

(1) 児童福祉法の改正

1985年には、「国の補助金等の整理および合理化並びに臨時特例等に関する法律」が成立したことによって、第38次改正が行われた。これにより、児童相談所が行う相談、判定等に要する費用が一般財源に組み入れられ、1985年度の児童福祉施設における運営費等の国庫負担金の割合が10分の8から10分の7に引き下げられた。この時期以降、国庫負担を縮小する動きが明らかになり、次の40次、42次改正、さらには現在の三位一体改革につながっている。

1986年、第40次改正は「国の補助金等の臨時特例等に関する法律」によるものであり、児童福祉施設国庫負担割合が10分の8から10分の5に引き下げられた。

1986年の第42次改正では、「地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理および合理化に関する法律」（行革一括法）の成立により、児童福祉施設等（助産施設、母子生活支援施設、保育所を除く）への入所措置事務が機関委任事務から都道府県・指定都市・中核市の団体事務とされ、指定育成医療機関を指定する権限が厚生大臣から都道府県知事に委譲されるなど、機関委任事務の整理合理化および地方への権限の委譲が行われた。

1989年11月には、国連総会で「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択され、「少年非行の防止に関する国連ガイドライン（リヤド・ガイドライン）」、「自由を奪われた少年の保護に関する国連規則」が成立した。

1990年の第45次改正では、児童居宅支援事業（児童居宅介護事業・児童デイサービス事業・

児童短期入所事業)が新たな事業として加わり、障害児のための在宅福祉制度が確立した。このころから、児童福祉の対象が家庭支援という形で拡大していく。

【参考文献】

桑原洋子・田村和之編(1998)『実務注釈 児童福祉法』信山社 P28~29

(2) 児童福祉法関係通知

児童虐待に関する、この時期における厚生省児童家庭局長通知は、虐待に直接言及する通知は発出されていないものの、大きく①いじめ関係 ②行革一括法関係 ③児童の自立支援 ④里親に区別することができる。これらの通知は、その後展開される「児童家庭相談の市町村移譲」、「自立支援」、「里親制度の拡充」につながるものであり、この時期にその萌芽をみることができる。

① 「いじめ」関係

1985(昭和60)年10月に「『いじめ』の問題に関する臨時教育審議会会長談話」が発表されたのを受けて、児童相談所や福祉事務所等による効果的対応、児童福祉施設等が有する専門的知識経験の積極的活用、児童相談所と学校との連携等、関係機関に対する相談活動等の一層の充実強化をもとめる通知が発出された(児発第904号児童家庭局長通知「児童の『いじめ』問題に関する相談活動の充実について」(昭和60年11月15日)児育第38号児童家庭局育成課長通知「児童の『いじめ』問題に関する相談活動の充実について」昭和60年11月15日)。

② 行革一括法関係

措置事務等の団体委任事務化、国と地方の費用負担割合の変更、制度の簡素・合理化等の変更により、福祉行政における地方公共団体の役割の重要性が高まったことに応じて、都道府県(指定都市)管内の福祉関係職員の判定技術等の資質の向上を図るための研修事業、児童福祉施設等・地域住民・事業主・ボランティア等に対する啓発活動事業、福祉行政事務等の効率化のための開発・研究事業等に要する経費が適正に運用されるよう交付の条件等を定めたもの(児発第727号児童家庭局長通知「児童福祉事業適正化対策特別事業について」昭和61年8月30日)および行革一括法に制定に関連して児童福祉法施行規則が改正され、i)団体事務化に伴う入所措置事務等に係る手続に関する規定等の削除又は簡素化 ii)身体に障害のある児童等を短期間入所させる施設の種別を法定 iii)身体に障害のある児童等に供与する便宜の法定 を内容とする通知が発出された(児発第54号児童家庭局長通知「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令(児童家庭局関係)の施行について」昭和62年1月31日)

③ 児童の自立支援関係

施設入所児童の家庭復帰や家庭生活体験事業等に要する費用について定める「児童福祉施設における施設機能強化推進費について」(児発第450号児童家庭局長通知、昭和62年5月20日)や養護施設入所児童の高校進学に関する特別育成費の支弁を定める「養護施設入所児童等の高等学校への進学の実施について」(児発第265号の6児童家庭局長通知、平成元年4月10日)同じ

く教護院入所児童について定める「教護院入所児童の高校進学の取扱いについて」（児発第265号の7児童家庭局長通知、平成元年4月10日）といった通知がある。これに関連して、教護院入所児童につき、処遇の充実と退所後の生活環境整備の促進を図るために年長児童の処遇計画の具体的な作成手続きを定める「教護院入所児童の処遇計画の作成等について」（児育第25号児童家庭局育成課長通知、平成元年11月19日）が発出された。これはその後の児童養護施設等における自立支援計画の策定につながるものである。

④ 養子縁組・里親関係

1987（昭和62）年9月（同63年1月1日施行）に改正された民法により特別養子縁組制度が創設され、これに伴って児童相談所が行う養子縁組の斡旋（「養子縁組あっせん事業の指導について」児発第902号児童家庭局長通知、昭和62年10月31日）や家庭裁判所との連携を定める通知（「特別養子制度における家庭裁判所との協力について」児育第27号児童家庭局育成課長通知、昭和62年11月18日）が発出された。その他、里親制度の充実を目的とする通知（「里親等家庭養育運営要綱の実施について」児発第901号児童家庭局長通知、昭和62年10月31日。「家庭養育推進事業の実施について」児発第466号児童家庭局長通知、昭和63年5月20日）も出されている。

（吉田 恒雄）

3 判例の動向

対象となる時期に公表された民法判例は存在しない。児童福祉法については、福岡高裁 昭和56年4月28日（決定）（福岡高 昭56(ラ)49号）とその原審である福岡家裁 昭和56.3.12（審判）（福岡家昭54（家）1335号）がある（家裁月報34巻3号25頁）【判例1】。

刑事裁判例については、1980年から1990年という今回の研究対象時期以前のことであるが、1973年に刑法にとって大変重要な判例がある。それは尊属殺規定違憲判決（最大判昭48年4月4日）であるが、この判決が下された日に最高裁は3つの事案に対して尊属殺規定を違憲と判断している。その中には、被告人が長年、実父から性的な関係を強要され（性的虐待を受け）、5人の子どもを出産し、交際相手との結婚も許されず、暴行を受け、一日中監視状態に置かれ、やむにやまれず、実父を殺害したという事案がある（昭和45年（あ）第1310号、刑集27巻3号295頁）。もっとも、被告人に対する父親の行為は、第一審、控訴審でも性的虐待とは捉えられておらず、父娘相姦、ひいては不倫行為という捉え方がされている。この事案は、社会的にも注目を集め、刑法の研究者に対しても尊属殺規定への関心だけでなく、「虐待」への関心も喚起することになった。特に、中谷瑾子はこの判例に関して多くの文献で取り上げ、性的虐待を防止し、その被害者が加害者になり、加害者が被害者になることを防止するためにも刑法の謙抑性を見直すべきであると主張するようになる（中谷・1986【文献18】）。

また、この判例と同様に、虐待への社会的関心が高まった裁判例として、西巣鴨置き去り事件（東京地判昭和63年10月26日、判タ690号245頁）が挙げられる【判例2】。被害者である4人の子ども全

員が事件発覚まで戸籍を有しておらず、義務教育も受けず、14歳の長男に母親が現金を渡してはいたものの、子どもたちだけで約半年間も生活していたという刑事事件としても、それまでになかったようなショッキングな事案である。母親には保護責任者遺棄罪、同致傷罪が適用されているが、判決は懲役3年、執行猶予4年という温情判決であった。判決文には母親の愛情が子にとって重要であることが幾度となく、述べられている。もっとも、この裁判例でも母親の置き去り行為が児童虐待であるとの指摘はなされていない。

親による子殺し（嬰児殺）事例に関する裁判例は、この時期、心神喪失・心神耗弱が争われた4つの事例しか確認できなかった。そのいずれもが、母親による子殺しであり、心神喪失・心神耗弱が争われた事例である。4例中3例は被告人である母親がうつ病に罹っており、内因性うつ病に罹っていた2例（東京地判昭和63年3月10日、判タ668号226頁、浦和地判平成元年8月23日、判タ717号225頁）はどちらも犯行当時、心神喪失状態にあったとして無罪となっている。また、主要裁判例解説でも取り上げる札幌の事例（札幌地判平成元年10月24日、判タ719号215頁）は、加害者である母親が軽度精神薄弱による低知能者であり、そのうえ性格異常も認められた特異な事例である【判例3】。精神薄弱と性格異常がそれぞれ単独で存在する場合には、完全責任能力とされる例が多くったが、この事案のように二つの負因が競合する場合については前例が乏しく、専門家の判断も必ずしも一致しなかつたが、望まない子だったとはいえ、5歳の娘を餓死させるという犯行態様の異常さもこの判断材料になり、心神耗弱の状態にあったと判断された。

第1期中、年少者の証言に関する裁判例も3例が確認できる。甲山事件（神戸地裁昭和60年10月17日、刑月17卷10号979号）、強制わいせつ致死傷事件（東京高決昭和61年9月17日、判タ631号247頁）、板橋強制わいせつ事件（最一小判平成元年10月26日、判タ713号75頁）である。これらの裁判例の事案は、児童虐待とは直接関係はないものであるが、児童虐待の事案において、被虐待児の証言能力や証言の信用性も問題になってくることから、ここで取り上げることにする。

甲山事件については、社会的関心が高く、報道も多くなされたものであるが、証言をした児童らが、年少者であり、かつ精神薄弱児施設の園児であることから、その証言能力、証言の信用性が争われた事案である。その第1審では、証言能力については鑑定の結果で判断され、直接は判断されていないが、控訴審（大阪高判平成2年3月23日、判タ729号50頁）、差戻第一審（神戸地判平成10年3月24日、判時1643号3頁）、差戻控訴審（大阪高判平成11年9月29日、判時1712号3頁）では、その証言能力が争点となってはいるが、従来の年少児童の証言能力についての裁判所の立場を変更していない。ただし、証人である児童らが精神障害を有していることから、健常児とは異なる注意も必要であることを示唆している。

板橋強制わいせつ事件では、被害者である小学4年生（9歳）の少女の証言の信用性が争われた。最高裁はこれに対し、年少者の証言の場合は被暗示性が強いことを指摘し、その供述の信用性は慎重に吟味する必要があることを指摘している。この指摘は従来の裁判所の立場であり、特に新しい判断ではないが、以後の裁判例に引用されるなど、影響力は強かった。

【参考文献】

中谷瑾子（1986）「子どもの人権と刑事規制—刑法・少年法・児童福祉法・青少年保護条例」 ジュリスト増刊特集号

『子どもの人権』 43号 P29-35

（初川 愛美）

4 法学研究の動向

（1）児童福祉法分野

① 施設入所児童の親権への関心

第1期における児童福祉法分野における研究の特徴の1つは、「養護施設入所児童に対する親権」問題に対する関心の高さであろう。1979年に公表された「養護施設児童の人権侵害に関する調査」（全国社会福祉協議会養護施設協議会）では、児童虐待の減少化のためにまずその実態を探ることを目的として、養護施設入所児童の虐待体験が明らかにされた。併せて親自身の生活状況や施設入所体験も調査することで、親を虐待に追い込んだ個人的・家族的・社会的側面の把握を試みている。この調査結果を踏まえて、養護施設協議会は、親権喪失制度の改正、養護施設長への親権の委譲ないし親との共同監護を含む立法提言をしている。この調査を契機に、1979年10月に「親権と子どもの人権」をテーマとするシンポジウムが開催された（全国社会福祉協議会養護施設協議会・1980年）【文献2】。これには多くの法学研究者がシンポジストとして参加し、外国法の紹介や現行法の解釈が示された。その後、児童福祉法47条（児童福祉施設長の親権行使）につき、その成立過程を中心とする研究が数多く報告されるとともに【文献4、13】、日本弁護士連合会による親権制限に関する提言にもつながった【文献7】。本調査は、児童相談所その他の機関による調査と並んで、この時期に児童虐待の実態とその法的問題点を指摘し、種々の提言をするなど、その後の児童福祉分野における児童虐待の取り組みに大きな影響を与えた貴重な研究である。その他、里親の親権をめぐる議論も展開されている（中川良延・1985年）。

② 虐待——とくにネグレクト——への認識の乏しさ

この時期、わが国における児童虐待に対する社会的関心はまだ高くなく、とくにネグレクトについては、その傾向が顕著であった（保坂・2004年）。例えば、1988年7月に報道された「西巣鴨置き去り事件」については、雑誌「ジュリスト」で特集が組まれ、さまざまな見地から分析が加えられたが、「ネグレクト」ないし「虐待」との用語を用いて説明されてはいない（石川・1988年、【文献3】）。当時、虐待といえば、まだ身体的虐待が主としてイメージされており、法的対応としても、これを福祉的視点から捉えようとする認識は乏しかったと思われる。諸外国の例に見られるように、わが国においても、当初は身体的虐待からはじまり、その後、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待と、その定義が拡大してきた経緯を物語る一例といえよう。

③ 児童虐待への法的対応の萌芽

この時期には、児童相談所による児童虐待への介入のあり方について、現場の実践にもとづく研究が行われている。児童相談事例集には、児童相談所として取り扱った数多くの事例が紹

介されているが、関係機関との組織的連携はまだ充分に認識されていなかった。その中で、大阪府児童虐待対策連絡会議が編集した「被虐待児の早期発見と援助のためのマニュアル」【文献26】は、児童虐待に関する基本的事項の解説から始まり、発見、通告、対応、機関連携等、現在でも現場で必要とされている事項がすでに検討されており、大阪府における取り組みの先進性をあますところなく示している（大阪府児童虐待対策連絡会議・1990年）。とはいえ、児童福祉法28条の申立については、家裁承認による措置がなされたのちの親からの引き取り要求に対抗できること、審判までに時間を要すること、親と敵対関係に立ってしまうことなど種々の問題点を指摘し、これを積極的に活用すべきとの段階にまで至っていない。当時の他の児童相談所調査にも見られるように、この時期ではまだ法的手段の有効性が充分に認識されていなかつたことを物語るものといえよう。

こうした事情から、この時期においては、児童福祉法28条申立制度は児童相談所の現場ではまだ充分に利用されていなかった。そのため、被虐待児の保護の必要性を痛感した弁護士または児童福祉司から親権喪失制度（民法834条、児童福祉法33条の6）を用いてこれを実現しようとする試みもなされ、この方面での研究が現れた（許斐・1989年【文献5】、吉田・1989年【文献6】）。

④ 外国法研究

その他、児童福祉法の分野でも、外国法とくにアメリカにおける動向を参考に、わが国の防止制度のあり方を論じるものが散見されるようになったが、この点については、以下の項を参照されたい。

【参考文献】

- 保坂亭他（2004）「虐待の援助法に関する文献研究（第1法：1970年代まで）」子どもの虹情報研修センター
石川稔（1988）「児童保護と法制度上の問題点」ジュリスト923号 p4~11
許斐有（1988）「児童福祉法上の親権規定の成立・展開過程」淑徳大学研究紀要22号 p43~62
許斐有（1989）「児童福祉法による親権の制限——保護者による児童虐待等の場合の強制的措置——」淑徳大学研究紀要23号 p71~89
倉岡小夜（1982）「養護施設入所児童の親権の考察」聖徳学園短期大学紀要15号 p33~47
中川良延（1985）「里親と親権をめぐって 法律的立場から（精神里親運動）」新しい家族7号 p62~72
日本弁護士連合会（1990）「親権をめぐる法的諸問題と提言——親による子どもの男人権侵害防止のために——」自由と正義41巻1号 p101~113
大阪府児童虐待対策連絡会議編（1990）「被虐待児の早期発見と援助のためのマニュアル（第1次版）」大阪府児童虐待対策会議
丹野喜久子（1989）「児童福祉法第47条の今日的検討とその課題——施設長の親権代行規定の成立過程——」埼玉純真女子短期大学『研究紀要』5号 p75~109
吉田恒雄（1989）「児童相談所長による親権喪失の申立」明星大学経済学研究紀要21巻1号 p9~20
湯沢雍彦（1982）「養護施設児の親に対する親権の制限」明山和夫他編・現代家族法の課題と展開・有斐閣 p103~116
全国社会福祉協議会養護施設協議会編（1980）「親権と子どもの人権」

（吉田 恒雄）

(2) 民法分野

① 親権に関する議論

本研究が対象とする1980年から1990年3月までの時期は、日本における児童虐待の発見と外国法への関心が芽生え始めた時期だといえる。ここでは、1983年以前の研究にも必要な範囲で言及することとする。

民法上、児童虐待問題が関連するのは、親権法、とりわけ親権喪失制度を規定する834条を中心とした部分である。親権制限は、どのような場合に（構成要件事実）に何をどの程度行えるのか（法律効果）を明らかにしなくてはならない。そうすると、親権の性質論を出発点に据えた議論を展開する必要が出てくる。親権の法的性質に関する議論は明治民法立法時から存在した。親権の法的性質論に関して、現在に至る基本的なスタンスを示したのは、中川(1964)である。このような親権論と児童福祉現場からの声、そして外国での家庭内暴力の一形態である児童虐待問題に関する議論が、この時期の始まる直前の頃から合流し始めたのである。民法学の立場から本格的に児童虐待問題を論じた最初の論文が石川(1973)である。この論文では、児童虐待への日本法における対応方法の整理・検討が行われている【文献1】。

以上その他、米倉教授を研究代表者として、児童福祉分野との学際的研究が開始され、アメリカ法およびイギリス法との比較と併せて、児童虐待に対する法的対応の一つとして親権濫用に関する解釈論が検討されている（米倉・1989）。これは、のちに同教授の「親権概念の転換の必要性」『現代社会と民法学の動向（下）（加藤一郎先生古希記念）』につながる論文である【文献16】。

② 外国法研究

この時期、日本では家庭内暴力というと、子どもから親に対する暴力であるととらえられていた（年表参照）。それは、マスコミをにぎわすような親に対する暴力事件が、学歴社会における進学問題とリンクさせながら報道されていたからである。このような状況を踏まえながら、この頃、アメリカで重大な問題とされていた児童虐待問題について、アメリカの状況を紹介する論考が登場し始めた。その嚆矢となるのが、米倉(1981)である。この論考は、マサチューセッツ州の社会保障局での聞き取り調査を中心に児童虐待の実情と法制が紹介されている【文献8】。この時期に、アメリカの判例法を紹介・検討するものとしては、浅見(1982)、樋口(1988)第5章「親たる資格の剥奪—親による児童虐待や放任」【文献15】がある。この時期の外国法ならびに実情紹介の対象は、アメリカに限られていた。しかも、アメリカ法の全体状況、連邦レベルでの法的対応に関する研究はこの時期には行われていなかった。わずかにイギリスの法について、秋元(1983)（1987）がある。このことが、日本の児童虐待法制を考える際に、アメリカ法にしたがう傾向を後に生むことになる。ただし、注意しておかなくてはならないのは、この時期のアメリカ法研究においては、罰則付き通報制度にしても、親の権利制限にしても、それら制度のもつ危険性、プライバシー保護との関連での危惧、親の権利の尊重について、アメリカでの問題指摘を踏まえてきちんと論及されている点である。この段階では、日本法での親権が

強すぎる、アメリカ法を見よ、強力な親権制限をしているではないか、というような議論は出てきていません。

またもう一点留意しておくべきことは、この時期には、子どもの虐待と放任は類似しているが、別物であるような語の使い方がされている点である。

③ 民法改正に関する提言

日本国内についての研究に目を向けると、児童福祉現場の声をいち早く汲み上げ、法的提言につなげる動きがあり、そこで問題点の指摘は、今なお正鵠を射たるものといえる。全社協(1980)【文献2】、湯沢(1982)【文献4】、日弁連(1990)【文献7】等である。なお、この時期に、児童相談所からのケース報告が、児童虐待について重要な問題提起の役割を果たしている。代表的なものとしては、大阪市中央児童相談所(1989)【文献24】を挙げることができる。

④ 子どもの権利の視点

児童虐待に関する法制度研究として、民法と児童福祉法を連携させて解釈し、また、制度研究をするものとして、許斐(1988)、許斐(1989)【文献5】、吉田(1989)【文献6】がある。

以上に見てきたような民法の親権論と児童福祉法上の親権制限制度とを総合し、子どもの権利論の視点から再構成しようという試みもこの時期には登場する。石川(1984)【文献10】、石川・鈴木(1985)【文献12】、許斐・鈴木・藪本(1987)【文献13】等がそれである。

【参考文献】

- 秋元美世（1983、1984、1984、1985）「イギリス児童保護行政法の一考察(一)(二)(三)(四)」『都立大学法学会誌』24巻2号 P117・25巻1号 P403・25巻2号 P139・26巻1号 P281) (同著『児童青少年保護法をめぐる法と政策』中央法規(2004)所収)。
- 秋元美世（1987）「虐待児の保護をめぐるイギリスの裁判手続」『判例タイムズ』626号 p78
- 浅見公子（1982）「アメリカにおける子どもの虐待・遺棄の事例」『成城法学』12号 p103
- 樋口範雄（1988）『親子と法—日米比較の試み』弘文堂
- 石川稔（1973）「児童虐待—その法的対応」『現代家族法体系3 親子・親権・後見・扶養』有斐閣 p3
(同著『子ども法の課題と展開』(2000) 有斐閣 p29所収)
- 石川稔（1984）「親権法の問題点と課題」『ケース研究』201号 p2
- 石川稔（2000）『子ども法の課題と展開』有斐閣 p224
- 石川稔・鈴木隆史（1985）「子の監護制度」『演習民法（親族）』青林書院 p276
- 許斐有・鈴木博人・藪本知二（1987）「子どもを養育する親の法的責任」家族福祉の未来—現代社会と社会福祉への提言、全国社会福祉協議会 p84
- 許斐有（1988）「児童福祉法上の親権規定の成立・展開過程」『淑徳大学研究紀要』22号 p43
- 許斐有（1989）「児童福祉法による親権の制限」『淑徳大学研究紀要』23号 p71
- 中川良延（1964）「親権と子どもの教育を受ける権利」『北大法学論集』14巻3・4号合併号 p428
- 日本弁護士連合会（1990）「親権をめぐる法的諸問題と提言—親による子どもの人権侵害防止のために—」『自由と正義』41巻1号 p101
- 大阪市中央児童相談所（1989）『紀要—特集 児童虐待の処遇について—』
- 米倉明（1981）「子どもの虐待(一)(二)」『法学教室』10号 p119、11号 p114 (後に同著『アメリカの家族』(1982) 有斐閣所収)

米倉明（1989）「児童虐待等に対する援助方策の開発に関する研究」平成元年度厚生科学総括研究報告書

吉田恒雄（1989）「児童相談所長による親権喪失の申立」『明星大学経済学研究紀要』21巻1号 p9

湯沢雍彦（1982）「養護施設児童の親に対する親権の制限」『現代家族法の課題と展望太田武男先生還暦記念』有斐閣
p103

全国社会福祉協議会養護施設協議会編（1980）『親権と子どもの人権』全国社会福祉協議会

（鈴木 博人）

（3） 刑事法分野

① 嬰児殺研究と児童虐待

第1期以前から刑事法分野では、犯罪統計の慣例上、1歳未満の子殺しは嬰児殺として特別に扱われてきた。その検挙人員はほとんどが女性であり、それゆえ、嬰児殺は女性特有の犯罪として論じられ、女性犯罪研究の中で取り上げられることはあったが、嬰児殺が主題として論じられることはほとんどなかった。しかし、1970年にコインロッカー遺棄事件が頻発したことにより、嬰児殺が社会的にも、刑事法研究においても注目を集めることになった。また、1972年に日本で開かれた国際心理学会において、ニューヨークと東京の犯罪の比較研究が発表された。その発表では、窃盗、強盗、殺人等の犯罪は全てニューヨークの方が多いにもかかわらず、女性による子殺しに関しては東京の方が多いことが報告された。このような背景から、嬰児殺に関連して、女性犯罪に多くみられるとされる母子心中や子殺しも研究されるようになった。その研究結果が現れ始めたのが1970年代前半であり、第1期前半にも嬰児殺・子殺しを主題とした文献がみられる。

特に刑事法分野においては、女性による殺人・子殺しについて統計や調査を用いた研究が第1期の初期に発表されている。この時期、科学警察研究所に所属していた内山絢子が女性犯罪研究会の研究で「女性による殺人事例の研究」（女性犯罪研究会・1983）を発表して以来、女性による殺人及び子殺しに関する共同研究を3本発表している。これらはいずれも統計を分析した資料として第1期以後も多くの文献に引用されるなど、重要な研究である。

② 中谷瑾子教授による先駆的研究

刑事法分野から児童虐待に焦点を当てた論文を多く発表したのは中谷瑾子であり、中谷が現代において児童虐待の刑事法的介入への議論の道を開いたといっても過言ではない。

中谷の論文をみると、1970年のコインロッカー嬰児遺棄事件以降に嬰児殺、子殺しに関するものが発表され、それに続いて児童虐待への法的介入に関する論文がみられる。その研究の流れは、子殺しの統計や諸外国の子殺しに対する刑事規制の分析から、子どもの人権保障としての児童虐待の防止へと論議が進んでいく。その背景には、1979年の国際児童年、1986年の子どもの権利条約採択という国連の動きに連動して我が国でも子どもの人権の保護が問題となつたことがあった。中谷は、この動向に関して、「現代法の展開は、『子どもの人権無視から子ども（さらには胎児を含めて）の人権の保障・福祉の確保へ』と特徴づけることができる」（中

谷・1984) 【文献17】とし、「直接的な子どもの人権の保障は、何といっても第一に児童虐待の防止にある」(中谷・1986) 【文献18】との観点から児童虐待の刑事規制を論じている。この子どもの人権保障の観点から中谷は「法は家庭に入らず」とする刑法の謙抑主義に疑義を提示し、「少年法以外の刑事規制の中にも子どもの人権保障と健全育成のための視座をより明確に確立し、必要最小限の法整備と司法慣例の再検討を行うべき」(中谷・1984) であると主張している。刑法の謙抑主義に関しては、第1期以降多くの研究者が議論しており、その議論の火付け役になったのが中谷であるともいえる。

③ 刑事法学からみた性的虐待への関心

もっとも、中谷は子殺しの他に、尊属殺規定違憲判決（最大判昭和48年4月4日、刑集27巻3号295頁）の中に性的虐待が背景にある事例があったことから、児童虐待の中でも特に性的虐待に注目し、尊属殺規定違憲判決の事例のように「被害者（娘）が加害者に、加害者（父親）が被害者になること」(中谷・1986) を防止するためにも親による性的虐待に対する処罰規定の必要性を説き、近親姦に対する処罰規定も必要であると主張している。

また、性的虐待行為に関しては、「そのような性体験が後の非行一家出、売春その他転落の動機となることが多い」(中谷・1983)ことを指摘し、他にも西川祐一が同様のことを指摘している（西川・1983）。

④ 少年非行との関連

性的虐待が女子少年非行と関連性が強いことは、第1期以前にも、現在でも多くの指摘がなされ、犯罪学の立場からも少年非行の原因としての児童虐待は看過することのできない重要な問題であり、少年矯正の実務からも多くの報告がなされている。この第1期においても、少年鑑別所に収容された女子少年の被虐待経験を調査報告した論文がある（滝井＝関口・1987）【文献19】。その研究は、調査対象が少数であるものの、身体的虐待と性的虐待とで非行への影響に差があることを指摘している初めての研究であり、重要な価値を有するものである。

⑤ 被害者学の視点の欠落

虐待を受けた被害児童に関する被害者学の観点からの研究は、第1期以前には、樋口幸吉による近親殺人被害者の研究（樋口・1960）や安部・福水による実子殺しの研究（安部＝福水・1960）などがあるが、この第1期中に確認することはできなかった。「わが国の被害者研究は、1980年代に入るとやや沈滞気味であった」(宮澤・1986) ことがその主な原因とも考えられる。1980年代後半になると、少年非行や校内暴力、家庭内暴力、いじめ問題などが社会問題化したことをきっかけに、少年の被害者学的研究も進むようになったことから、虐待の被害者学的観点からの研究は第1期以降に持ち越されることとなった。

⑥ 医学からの示唆

刑事法分野においては、医学的観点からの文献も重要である。刑事法と（法）医学とは、密接な関係を有していながら、双方に橋渡しをするような研究は少ない。しかし、アメリカで児童虐待対策の論議が始まったのは医師であるケンプが被虐待児症候群を発表したことによるこ

とを考えると、やはりここでも医師による研究である法医学的研究を取り上げる必要があると考えられる。

医学的観点からの文献に関しては、第1期中数多く発表されているが、特に刑事法と関連する法医学的研究は、塩野寛らの研究が挙げられる（塩野・1985）。第1期以前には、内藤道興の研究もあり（内藤・1981）、これらはケンプの被虐待児症候群を参考に、司法解剖例との比較を行っている。どちらの研究でも死因は急性硬膜下血腫（出血）が圧倒的に多いことが指摘されている。また、塩野らは司法解剖される被虐待児はごく一部であることを指摘し、法医学者に司法解剖のみで終わることなく、虐待防止のために、臨床医や行政に対して積極的に働きかける必要性を説いている。

【参考文献】

- 安部忠夫・福水保郎（1960）「『実子殺し』の一例—被害者の人格と加害者の人格および犯行に際しての心理的過程について」『犯罪学雑誌』26巻1号 p26-30
- 樋口幸吉（1960）「近親殺人の被害者に関する研究—被害者学への一寄与—」『犯罪学雑誌』25巻6号 p2-7
- 女性犯罪研究会（1983）「女性による殺人事例の研究（その1）」『法学研究』56巻6号 p1-35
- 宮澤浩一（1986）「被害者学事始め第八講—日本の被害者学（その1）—」『時の法令』1277号 p33-40
- 内藤道興（1981）「幼児虐待（Child Abuse）の研究」『犯罪学雑誌』47巻5・6号 p207-222
- 中谷瑾子（1983）「被虐待児と法律」『小児看護』6巻6号 p735-743（同著（2003）『児童虐待を考える』信山社所収）
- 中谷瑾子（1984）「児童虐待と刑事規制」平場安治編『団藤重光博士古稀祝賀論文集第3巻』有斐閣 p209-251（同著『児童虐待を考える』信山社所収）
- 中谷瑾子（1986）「子どもの人権と刑事規制—刑法・少年法・児童福祉法・青少年保護条例」『ジャーリスト増刊特集号 子どもの人権』43号 p29-35
- 西川祐一（1983）「親の性的暴行」『小児看護』6巻6号 p728-734
- 塩野寛他（1985）「被虐待児症候群の剖検例12例の法医学的検討」『日本法医学雑誌』39巻5号 p392-397
- 滝井泰孝・関口博久（1987）「性的虐待について—仙台少年鑑別所に収容された9例を通して」『児童青年精神医学とその近接領域』28巻5号 p290-298

（初川 愛美）

（4） 医療・福祉分野

① 池田由子教授による研究と法的提言

第1期以前の1970年代は、医療分野、特に精神医学や小児医療の領域において、児童虐待に関する論文が少数ではあるが発表されていた。当時の論考の多くは、医療現場で扱われている被虐待児症候群と愛情剥奪症候群症例の紹介、その処遇問題の検討および治療経過の報告等（山中ら・1971,西田ら・1972,藤土・1977）であった。一方、児童福祉の分野では、児童虐待という用語自体も殆ど使用されず、養護問題というカテゴリーの中で、養護相談事例（『児童相談事例集』・1971,1977）として児童虐待の事例が少数報告されているに過ぎなかった。そのような状況下で、児童福祉・医療の両分野に影響を及ぼしたのは、日本における児童虐待研究の先駆者である池田による1979年の著書『児童虐待の病理と臨床』と、1970年代後半に医

学誌に発表していた論文（池田・1977,1979）である。その当時から、池田は精神衛生医学の立場から児童虐待に着目し、継続的に児童虐待の研究を行っていた。池田は1971年にも「双生児の人格発達の研究」という論文を出し、その中で被虐待児の症例を発表している。しかし、1970年代前半の池田の論文は、特に児童虐待を意識したものではなく、児童の発達上の問題に関する事例紹介の中に被虐待児と考えられる症例を含めているものであった。そして、児童福祉の実践・研究両領域では、前述の通り、1970年代前半は虐待についての論文が殆どみられなかつた。1970年代も終わりに近づくと医療分野における虐待論文の影響を受けてか虐待に関する報告がなされ始める。それが、1979年の松尾洋美らによる「母親の愛情遮断によるとみられるある発達阻害児の事例」である。これは、福祉領域で虐待を意識して論述した最も初期のものであり、この当時このような論考は非常に稀少であった。

第1期の児童福祉・医療分野における児童虐待の代表的な文献は、上述した池田による『児童虐待—ゆがんだ親子関係—』（1989年）【文献27】であり、その中で池田は、「貧困や人権無視など、社会病理としての児童虐待は減少しているものの、現代わが国では、精神病理としてのあるいは家族病理としての児童虐待はかえって増加しつつある傾向がみられる」（池田・1989：P9-10）と指摘する。さらに児童虐待の法律についても、米国、英国、カナダ等の法律を紹介し、被虐待児を取り扱う場合の日本の法律の問題点を言及した上で法律的対応への提言を行っている。第1期前半（1980年代前半）の研究の多くが、児童虐待の概要と実態を中心に論ずる中、上記の池田の文献は、児童福祉、医療分野のみならず、その他の児童に関わる様々な分野の研究、実践領域に多大な影響を与えた。

② 外国における児童福祉制度研究からの示唆

第1期の児童福祉・医療分野の研究者による法制度の研究は稀少であったが、第1期の後半（1980年代後半）に入ると徐々にではあるが散見されるようになる。清水（1989a,1989b）【文献25】は、児童虐待に関する外国法（英國）の紹介と日本の法律との比較を通して、家庭への国家の介入に関する論文を発表し、「親、及び子の人権に配慮した上で、公的介入を有効ならしめる機能的な児童保護法制の構築」（清水・1989a: P158）の必要を主張した。また、山縣（1990）は児童虐待に対する援助システムの課題について、児童福祉分野の虐待研究もソーシャルワークの援助のみに焦点を絞るのではなく、法体制等も含めて社会的援助システム全体を意識した研究をするべきであり、それを必要とする段階でもあると言及している。このように、両者は児童福祉の立場から児童虐待の法律に関する問題の検討を試みており、それは第1期以降、福祉分野の多くの研究者がソーシャルワークの観点を基礎におきながら、さらに一步踏み込んだ研究を行うことへの契機になるものであった。

③ 児童福祉実務による研究および法的提言

当時、大阪市児童相談所が、児童虐待の実態や処遇に関する問題点を社会にアピールしてこなかったとの反省を踏まえて、まずその実状を訴え、処遇の実際と課題を整理した、1980年代としてはきわめて貴重な資料を刊行する（1989）【文献24】。特に大阪市児童相談所が扱った

28条ケース13件について詳細な分析が行われており、児童福祉法28条申立を柔軟に利用していた実状を知ることができる。当時の児童福祉領域では虐待とは何か、あるいは虐待対応とは一般の養護問題の対応とどう違いがあるのかという点に意識が向けられ始めた時期でもあった。それ故、この大阪市の虐待対応は、福祉領域で現行法を巧みに活用した援助例であり、先導的な意味を持つ。その他、社会学の分野からは熊谷（1983）、社会心理学、人類学の研究者である我妻（1985）も、アメリカ社会の病理的側面を様々な角度から報告し、その研究の中で児童虐待の実情と法制度について触れている。

④ 児童虐待に関する実態調査の始まり

児童福祉・医療分野の研究における第1期以前と第1期の違いは、全国規模の調査の実施である。児童福祉分野では、1973年に厚生省による「児童の虐待、遺棄、殺害事件に関する調査」が実施されているが、調査対象が、昭和48年度中の児童相談所が受理した3歳未満児に対する虐待、遺棄のケースならびに各児童相談所管内で発生した3歳未満児の殺害事件のケースと限定されたものであり、虐待の実態を全体的に把握するには充分とは言えなかった。

しかし、第1期に入ると、児童虐待の実態とその要因、今後の予防ならびに処遇対策に資する目的で、日本児童問題研究会による調査：「児童虐待 昭和58年度・全国児童相談所における家族内児童虐待調査を中心として」が実施された【文献29】。調査対象は全国の児童相談所164箇所が受理した児童虐待事例であり、虐待の実態とその要因を詳細に分析している。調査の考察部分では、虐待の初期の段階での発見対応について、その際の親権、監護権、懲戒権について触れている箇所もある。そして、虐待の概念が曖昧なこの時期に、現在の虐待の定義とほぼ重なる枠組みで調査が行われたことは意義深く、この調査はそれ以降の各調査の雛型となる。また、1989年には全国児童相談所長会「子どもの人権侵害例の調査及び子どもの人権擁護のための児童相談所の役割についての意見調査」が実施され、上記の調査に比べ顕著な虐待件数の増加と、虐待事例対応への難しさ、児童福祉法28条の消極的な活用の問題が報告される【文献31】。

医療の分野では、医療の現場で扱われている被虐待児の実態とその要因を考察することを目的として、松井、内藤、小林らによる厚生省心身障害研究「親子関係の失調に関する社会病理的研究－小児医療の場における被虐待児の実態－」（1988）が、全国500医療機関の小児科で診断された被虐待児症候群、愛情剥奪症候群症例を対象に行われた【文献30】。さらに、翌年には、松井、谷村、小林らによる厚生省心身障害研究「小児医療の場における被虐待児の実態」（1989）が報告される。児童福祉・医療両分野における、当時の全国調査の目的は虐待の実態報告とその要因分析であったが、それは、第1期以降の虐待のリスクマネジメント研究の礎となる。

⑤ 大阪における虐待研究と防止活動のはじまり

第1期の特記すべき虐待に関する動向は、大阪市、大阪府における虐待防止活動である。1988年「大阪児童虐待調査研究会」が大阪府の委託を受け発足したことに端を発し【文献32】、

1989年の大阪府の「児童虐待対策検討会議」の設置、1990年の大阪弁護士会による「児童虐待防止制度研究会」、そして保健・医療・福祉関係者が中心になり1987年Child Abuse研究会を発足させ、虐待への知識、共通認識、取組みに関する研究が行われた。これらの活動は、日本における虐待防止活動の先駆けとなる。また1990年には、日本で最初の児童虐待専門の民間団体、児童虐待防止協会が設立され、これらの組織はお互いに影響を与えることになる。

⑥ 虐待の認識の未成熟

上記のように研究領域では、調査報告が徐々になされ、虐待実態の外郭が明らかになり、一部の領域では虐待防止活動が開始される中で、第1期における児童を取り巻く状況は、いじめと校内・家庭内暴力、非行問題の多発であった。周知のとおり、児童問題への行政の対応は、児童の健全育成に焦点が置かれ、1984年には家庭相談事業が創設する運びとなる。東京都は1982年に非行問題専門相談室を設置して、非行についての相談事業を積極的に実施した。

児童の人権侵害の視点から当時の状況を追うと、保育の領域では、ベビーホテル問題が顕在化したため、厚生省（1980年）・行政管理庁（1982年）が実態調査を実施し、劣悪な保育環境で乳幼児が死亡することがないように、ベビーホテル等の無認可児童福祉施設への立ち入り調査の権限を設け規制強化を図った。その当時の児童の死亡事件では、1986年東京都中野区における中学生のいじめによる自殺が社会の大きな関心を集めた。その他では、1982年の戸塚ヨットスクールの訓練生死亡事件が発生したが、児童に対する深刻な人権侵害という観点から、それが児童虐待に関連付けて認識されることではなく、また親による児童の折檻死等に関する報道も社会問題として取り上げられることも殆どなかった。

【参考文献】

- 青木 実（1971）「監護放棄の父親と長欠児童の指導例」厚生省児童家庭局『児童相談事例集』3集 日本児童福祉協会 p29-41
- 藤土圭三（1977）「子どもを拒否する親—養育拒否の心理ー」『教育と医学』25巻4号 p290-297
- 池田由子・矢沢知子ほか（1971）「双生児の人格発達の研究 その4－精神衛生の立場からみた双生児の母親の研究ー」『精神衛生研究』19号 p117-141
- 池田由子編著（1977）「虐待された子(虐待)」『児童精神衛生相談の実際－問題児と家族の事例研究－』医学書院 p184-195
- 池田由子・成田年重（1979）「被虐待児の研究 その1.事例を通してみた処遇の問題点について」『精神衛生研究』26号 p1-8
- 池田由子（1979）『児童虐待の病理と臨床』金剛出版
- 池田由子（1987）『児童虐待—ゆがんだ親子関係』中央公論社（中公新書）
- 児童虐待防止協会（2000）『支えられて10年—児童虐待防止協会の歩み』
- 小針 靖（1977）「養女との性的問題を持つ保護者のケースワーク過程」厚生省児童家庭局『児童相談事例集』9集 日本児童福祉協会 p113-127
- 厚生省（1973）「児童の虐待、遺棄、殺害事件に関する調査」
- 熊谷文枝（1983）『アメリカの家庭内暴力 ー子ども・夫・妻・親虐待の実態ー』サイエンス社
- 松井一郎・内藤和美・小林 登（1988）昭和62年度厚生省心身障害研究「親子関係の失調に関する社会病理的研究一小

児医療の場における被虐待児の実態ー」

松井一郎・谷村雅子・小林 登（1989）昭和63年度厚生省心身障害研究「小児医療の場における被虐待児の実態（1.被虐待児症候群全国継続調査の成績 2.被虐待児双生児症例の検討）」

松尾洋美・下澤信子（1979）「母親の愛情遮断によるとみられるある発達阻害児の事例」厚生省児童家庭局『児童相談事例集』11集 p59-78

西田博文・伊藤貞子・高木和子・山上敏子・村田豊久（1972）「長年、社会から遮断されて育った3きょうだい」『精神医学』14巻8号 p705-714

西田博文（1977）「社会的隔絶下に育てられた子どもたち」『教育と医学』25巻4号 p314-320

日本児童問題研究会（田村健二、池田由子、吉沢栄子、下平幸男）（1983）「児童虐待 昭和58年度・全国児童相談所における家族内児童虐待調査を中心として」

大阪市中央児童相談所（1989）『紀要－特集 児童虐待の処遇について－』

清水隆則（1989a）「被虐待児に対する保護法制のあり方」日本社会福祉学会『社会福祉学』30巻2号 p137-161

清水隆則（1989b）「性的児童虐待ケースに対する体系的処遇－英米の実践例－」『ソーシャルワーク研究』15巻2号 p141-148

我妻 洋（1985）『家族の崩壊』文藝春秋

山縣文治（1990）「児童虐待に対する援助システムの課題」『研究紀要・大阪市立大学社会福祉研究会』7巻 p13-23

中山樹・三島健・秋元健一（1971）「Deprivation Dwarfismと思われる症例」『小児科診療』34巻5号 p587-597

山貫義彦・本間 充・開敷栄子（1977）「育児不安による体罰的しつけ過剰な母親に対する面接指導事例」9集 厚生省児童家庭局『児童相談事例集』日本児童福祉協会 p129-139

全国児童相談所長会（1989）「子どもの人権侵害例の調査及び子どもの人権擁護のための児童相談所の役割についての意見調査」

（加藤 洋子）

（5） 非行・教護分野

① 虐待と非行との関係

第1期における「非行・教護」の領域からは、虐待の視座からの論考は管見の限りでほとんどみられない。当期においても、非行原因のひとつとして生育家庭の問題は一般的に指摘され、報告事例も少なくない。当然、親の不適切な養育態度は生育家庭の問題の筆頭であるが、そこから虐待を取り出して論じた研究となると、途端に稀少となる。

周知のように、非行・教護は、その前身である感化教育・少年教護の時代から、非行児童の特性を明らかにする研究や非行原因を探る研究の蓄積が相当にある。当時すでに、児童の非行や問題行動の背景に虐待が潜んでいることを睨んだ研究もみられた（一例をあげれば、菊地・1935）。この時期の児童研究は、優生思想的な関心から切り離せず、非行を未然に防ぐ方法論を模索するために、遺伝研究と並んで生育環境と非行発生の因果関係に目が向けられ、児童の酷使や家庭内外での虐待に着眼されたと考えられる。

しかしながら、こうした視点は戦後にまで継続せず、たとえば当期の教護院等の事例では、生育家庭等の問題状況を論じる際に、虐待という枠組は示されていない。このような当期の状況下で、少年鑑別所の事例に基づいた滝井・関口の研究は、戦後としては早い時期に、非行の

一因として虐待を捉えた論考が矯正現場関係者から示された点で意義深い。その視点は、戦前期におけるものとは異なり、より純粹な、非行事例からの虐待の発見といえるだろう。その一方で、この研究が当期においては突出しており、非行と虐待を関連させる視点が一般に受容されなかつたことはもちろん、児童福祉・未成年者矯正の領域で共有されることもなかった経過にも着目しておきたい。

② 子どもの権利論の視点

当期は、1989年の国連「児童の権利に関する条約」の成立をひとつの頂点に、児童の権利論が盛り上がりを見せた時代でもあった。1980年代の前半から後半にかけて幾たびか試みられた児童虐待に関する全国調査が、児童の人権擁護の観点から児童虐待を取り上げるに至ったことは、象徴的な出来事である。これらの全国調査が繰り返されるうちに、次第に、虐待の外郭が明晰にされていったことの意義は大きい。

非行・教護の領域においても、児童の権利の視点からの実践の見直しが主張される動きが見られたが、それは、教護院における入所児童の教育権の保障を問う運動に収斂された觀がある。児童の生存権や生育環境の保障の視点から、非行・教護の児童の虐待経験が問われ、治療的処遇を模索する大きな動きは見られなかった。その一要因には、当期にクローズアップされた非行がいわゆる荒れた学校での暴力を中心としたもので、学校での体罰や施設入所後の児童の教育権保障があわせ論じられやすかったことが挙げられる。同じ文脈で着目された生育家庭の問題は、両親の共働きや離婚、放任ないし過保護等であった（総理府青少年対策本部・1982）。

しかし、まとまりのある主張ではないとはいえ、それぞれの児童福祉の現場では、「教護児・非行児と呼ばれる子供達の中にも広い意味では被虐待児と考えられる（放任・無関心・両親家族からの暴力等）もあり」（中村・1990）といった気付きがあり、ここでも虐待の発見の萌芽がみられる。こうして、時代の波に関係なく定数として存在し続ける、虐待体験をもつ非行の児童に光が当たる可能性は、次の時期に持ち越されることになった。

【参考文献】

- 菊地俊諦（1935）「少年教護より見たる虐待児童」社会事業
中村恵治（1990）「これらの一時保護児童の中には、さまざまなかたちの「被虐待児」が……」神奈川県中央児童相談所『児童相談』68号 p6
総理府青少年対策本部（1982）「不良行為少年の実態と対策に関する調査（青少年問題研究調査報告書）」

（田澤 薫）

III 主要判例解説

1 民法・児童福祉法分野

【判例1】審判主文中において、措置する施設の種別を特定すべきであるとした事例（福岡高裁 昭和56年4月28日（決定）（福岡高 昭56(ラ)49号、原審 福岡家裁 昭和56.3.12（審判）（福岡家 昭5

4(家)1335号)、家裁月報34巻3号25頁)。

本件は、児童相談所長が、親権者たる母親が児童とともに山中に籠り学校にも登校させないことを理由に児童の養護施設入所措置の承認を求めた事件である。原審は、施設の指定は児童相談所の判断に委ねるのが相当であり家庭裁判所が施設の指定をすべきではないとして児童相談所長が児童について27条1項3号の措置をとることを承認した。抗告審で、福岡高裁は、28条1項にいう家庭裁判所の承認は児相長に多様な措置のいずれかをとるかについてすべて承認することはできない、として原審を変更した上で児童を養護施設に入所することを承認した。

(鈴木 博人)

2 刑事法分野

【判例2】西巣鴨置き去り事件(東京地裁 昭和63年10月26日、昭和62(わ)第2072号、判タ690号245頁)

本件は、被告人Aが交際していた男性と同棲するため、当時14歳の長男B、6歳の長女C、3歳の次女D、2歳の三女Eをそれまで5人で暮らしていたアパートの一室に放置して家出をし、遺棄し、これにより、約半年後(子どもたちが保護された時)からDを栄養失調症の傷害を負わせた保護責任者遺棄・同遺棄致傷の事案である。

判決は、4人の子どもたちのいずれもが戸籍を有していないこと、本件の態様及びその結果について被告人である母親を厳しく非難している。本件の態様については、4人の子どもを自室に放置すれば、その「健康及び生命に危険が生ずるであろうことを十分に認識しながら、自室の冷蔵庫に当座の食事を準備しBに対して現金一万円位を渡したのみで、自己の連絡先を教えることもなく」遺棄したもので、悪質であると判断している。また、その結果についても、4人はいずれも生命、身体に対する危険があったうえ、Eについても、被告人の遺棄がEの死亡の遠因をなしていると言っても決して過言ではないとして厳しく非難している(なお、Eは長男Bの友人たちによる折檻で死亡している)。その一方で、被告人が二回自宅に戻り、食事の世話等をし、時折Bに子どもたちの様子を聞き、生活費として毎月7万円余りを送金していたこと、反省していること、交際相手の男性が被告人と婚姻し、子どもたちの面倒を見ることを宣誓していることなどを考慮して執行猶予を付している。

本裁判例は、保護責任者遺棄の事例としても珍しいものであり、特に実子4人を置き去りにするといった事例はこれまでに例がないものであった。そのため、量刑の面で他の事例との比較は、はっきりとはできないが、量刑が3月以上10年以下の内で、懲役3年、執行猶予4年という判決は、軽いものであったということができると思われる。

また、本事案は広く社会的関心を集め、法学文献の中でも、雑誌『ジャーリスト』(No.923、1988)が本事案についての特集を組み、石川稔が「児童保護と法制度上の問題点」(P4-11)を発表する等、研究分野にも多大な影響を与えた。

【判例3】五歳になる一人娘を餓死させて殺害した被告人につき、軽度精神薄弱及び性格異常の負因が競合し心神耗弱の状態にあったものとされた事例(札幌地裁 平成元年10月24日、昭63(わ)第11

47号、判タ719号215頁)

本件は、被告人Aが当時5歳の一人娘Bに約40日間ほとんど飲食物を与えず、餓死させて殺害した殺人の事案である。AはBの父親である交際相手とは妊娠後すぐに別れており、妊娠当初からBの出産を望んでいなかった。Aは神経の苛立つ折などにはBの身体に青痣が残るような折檻を加え、やがて容貌が憎んでいるBの父親に似てくると、折檻も一段と激しさを増し、Bを殺害しようと思い立った。被害者を餓死させるという犯行方法の異常さもさることながら、一旦殺害を決意し、その実行に着手するや、被害者が痩せ衰えていく様を目の当たりにしながら、これを思い止まるどころか、空腹に耐えかね被告人に隠れて飲食物を口にした被害者に折檻を加え、殺害した。公判段階においてもBは死んで良かった等の発言をし、真の反省悔悟が認められなかった。このような犯行態様や犯行後の態度から犯行当時Aは心神喪失の状態にあったものとは認め難いものの、Aには軽度精神薄弱に相当する知能の低格性に加えて易怒的・易刺激的傾向と情性の欠如、自己顯示的傾向といった著しい性格異常のあることが明らかであり、犯行当時心神耗弱の状態にあったと判断した。

精神薄弱と性格異常の負因がそれぞれ単独で存在する場合には、実務上責任能力ありと判断される傾向にあるが、これらが競合した場合には、専門家の判断が分かれていた。本事案のように、この2つの負因が競合する事案は珍しく、このような場合に心神耗弱を認めた数少ない裁判例のひとつである。

また、AはBの出産後、生活保護を受けていたが、ケースワーカーとの言葉の行き違いなどから生活保護を自ら辞退している。専門とする分野が異なるとはいっても、福祉関係者がその生活に関与しているながら、母親Aの抱えている問題やBの危機を察知できなかったという事案でもある。

(初川 愛美)

IV 主要文献解説

1 児童福祉法分野

【文献1】石川稔「児童虐待——その法的対応——」『現代家族法大系3 親子・親権・後見・扶養』305～340頁（1979年12月、有斐閣）

本論文は、わが国で初めて児童虐待に関する法的対応を本格的に論じたものである。それまで、児童福祉分野においては法的介入を活用する傾向は乏しかったが、本稿以降、その有効性が見直され、その後の児童福祉実務に与えた影響は大きい。その意味で、児童虐待に関する法学研究のランドマーク的存在といえる。

内容としては、わが国における児童虐待の実態を——当時は少なかった——各種調査から明らかにし、当時はまだ一般には流布していなかった「被虐待児症候群」について解説を加えている。

法的対応として、刑法による対応は必ずしも実効性のあるものとはいえないとして述べる。親権喪失制度を中心とする民法による対応は、児童虐待の対処策としては必ずしも有効なものとはいせず、むしろ監護不適格な親から子の引き渡し請求等子の監護への干渉を阻止する機能という、事後処理的に機

能するものであると評価する。

児童福祉法による対応については、通告義務、28条審判、家庭裁判所の承認に基づく入所措置と監護権の関係等について詳述し、結論として、児童虐待への対応として、虐待親への治療・指導態勢とその法的制度の必要性、児童相談所の連携体制の整備、早期発見制度の改善を上げ、これらの課題を実施するための児童相談所の整備充実の必要性を指摘する。これらの課題は、現在でも引き続き検討されているものであり、その指摘の的確さはいまなお失われていない。

【文献2】全国社会福祉協議会養護施設協議会編『親権と子どもの人権』(1980年9月、全国社会福祉協議会)

本書は、1979年11月に全国養護施設協議会が主催したシンポジウム「親権と子どもの人権」の詳録を中心に、子どもの人権をめぐる関係機関からの現場報告および外国の親権法制資料から構成されている。基本的な問題意識は、養護施設入所児童に対する親権と施設長の権限（児童福祉法47条）との関係であり、親による子どもの人権侵害から子どもをいかにして保護し、親権を制限するかという点にある。湯沢雍彦、稻子宣子、中川高男、中谷瑾子の各教授からの親権に関する詳細な報告を受け、全国社会福祉協議会養護施設協議会として、「親権制度改善のための民法および児童福祉法改正についての提言」をする。内容としては、親権の一時・段階的停止、施設入所児童についての身上監護権の委譲または施設長との共同親権の他、「保護者」概念の明確化など、現在でも引き続き検討されている課題が含まれている。その他、通告義務者の明確化や児童福祉法28条審判による親権制限など、その後の立法により実現したものもあり、現場の実態を踏まえた視点の的確さは、現在にも通じるものがある。

【文献3】石川稔「児童保護と法制度上の問題点」 ジュリスト923号4頁～11頁 (1988年12月)

本論文は、1988年7月に起きた「西巣鴨子ども置き去り事件」を契機に組まれた特集の一部である。この事件は、未婚の母が4人の子を置き去りにして、残った子どもだけで生活するうちに、長男（当時14歳）が三女（当時2歳）を友人とともに殺害したものである。この事件では、児童保護上の問題とともに、いずれの子どもも未就籍という戸籍制度上の問題もあり、さらにこうした未婚の母へのサービスのあり方も問われた。また家族法上の問題として、母が3人の子を長男に託して家出した点を捉えて、養育委託契約ないし監護の委託について検討する。委託内容としての懲戒権の位置づけからみて、懲戒権は監護教育の権利義務に付随するものであるから、とくに法文上これを規定する必要はないとして同規定の削除を提案する。当時、この事件は児童虐待（とくにネグレクト）の視点から論じられてはいなかったが、事件の内容から見て、現在では児童虐待対応のあり方を問い合わせるべきものであり、当時はまだ児童虐待の視点が充分に意識されていなかったことを示している。なお本論文は、その後、『子ども法の課題と展開』（有斐閣2000年3月、有斐閣）に収録された。

【文献4】湯沢雍彦「養護施設児童の親に対する親権の制限」『現代家族法の課題と展望（太田武男先生還暦記念論文集）』211～226頁（有斐閣、1982年）

養護施設を対象にした調査から、親による人権侵害を受けた児童の状況を分析し、親権制限に関する判例を紹介する。とくに親権喪失審判が極度に少ないことを指摘し、「現代日本において親権喪失

制度は、実質的にはほとんど機能していないというべきであろう」とする。とくに当時未公表であった東京家八王子支審昭和54年5月16日（家裁月報32巻1号166頁）を取り上げ、かかるケースでの親権喪失および親権者の職務執行停止は、充分に必要であり、意義があると述べる。この種の虐待ケースについて、関係者はもっと申立をし、家庭裁判所も積極的に認容審判をすべきであると主張する。こうした親権喪失の申立権を福祉施設にも与えるとともに、親権の一部・段階的対応の制度を設けるべきであるとして、全養協の提案を支持する。

この時期、施設入所児童の人権を不当な親からいかにして守るかとの問題意識から、こうした親権喪失制度の重要性が強調されており、児童福祉法28条の活用は、同制度の限界から、あまり意識されてはいなかったようである。

【文献5】許斐 有「児童福祉法による親権の制限——保護者による児童虐待等の場合の強制的措置——」
淑徳大学研究紀要23号71～89頁（1989年）

本論文は、家庭裁判所の承認による施設入所等の措置（児童福祉法28条）の成立・展開過程の分析を通じて、同条の立法趣旨を明らかにするとともに、同条の解釈をめぐる諸問題を検討する。同条の成立・改正の過程から、同条が親権への行政の強権的介入を原則的に否定した上で、特例として介入が容認されるが、いやしくも親権を制限することになるため、家庭裁判所の承認が絶対的に必要となると説明する。

解釈論上の問題としては、28条審判の親権制限の効果が検討されている。すなわち、同条の審判があった場合、親権が一時的に停止されるのか、それとも同条にもとづく措置により親権は入所措置の継続的に制限されるのかといった問題である。本論文は、親権者の親権（監護権）は、この場合、一時的に停止していると解するのが合理的であると結論する。

本論文により、28条審判制度の法的性質が立法経過から明確にされたことは、この時期以降、積極的に活用されることになる同制度の運用を検討する上で、有益な作業であったといえよう。

【文献6】吉田恒雄「児童相談所長による親権喪失の申立」明星大学経済学研究紀要21巻1号9頁～20頁（1989年12月）

本論文は、児童相談所長による親権喪失宣告申立制度（児童福祉法33条の6）の立法趣旨を概観し、同制度が機能するのは、施設入所児童に対する親権者からの強硬な引き取り請求があった場合の対応手段として用いられる場面であるとし、引き渡し請求権の濫用があった場合の親権喪失宣告の要件および親権者の職務執行停止・親権代行者選任の保全処分の有用性を検討する。児童相談所による虐待対応として司法的手段がまだ充分に利用されていなかった当時の状況に照らして、親権喪失制度の利用可能性とその効果について言及し、児童相談所による司法的対応のあり方を探った初期の論文である。

【文献7】日本弁護士連合会「親権をめぐる法的諸問題と提言——親による子どもの人権侵害防止のために——」自由と正義41巻1号101頁～113頁（1990年1月）

この提言は、日本弁護士連合会が養護施設関係者から親による子どもの人権侵害の実態とそれを防止するための親権制度見直しの要望がなされたことを契機に、わが国における親による子どもの人権

侵害の実状および現行親権制度の問題点に関する検討を踏まえて、民法および児童福祉法の改正を提言するものである。

提言の内容は、①親権（身上監護権）の一時停止宣告制度を設けること ②児童福祉法27条7項を改正し、措置の解除、停止、変更に当たっては、「児童に面接し実状を調査すること」を義務付けることである。①については、弾力的な制度として現実に即した対応が可能になると同時に、親の生活状況や態度の変化に応じて、親権を回復しやすくすることをねらいとしている。②については、この後に批准される子どもの権利条約における意見表明権を視野に入れた提案である。これにより、児童が自ら置かれている状況を把握し、その意向を汲み取った適切な判断が可能になるとしている。

①は、その後の児童虐待防止法により、児童福祉法28条審判による入所等の措置における面会通信の制限としてその一部が実現した（同法12条）。②は、1997年の児童福祉法改正により、都道府県が児童福祉施設入所等の措置をとる場合に児童相談所長から都道府県への報告書に「児童の意向」を記載すべきものとすることで、その実質的な目的が実現された。

この提言は、弁護士会が児童福祉の分野について初めて行った提言であり、—少年法からのアプローチとともに—次の虐待対応に対する弁護士会の関与につながる契機となったといえよう。

（吉田 恒雄）

2 民法分野

【文献8】米倉明「ボストン法学見聞記（その10）（その11） 子どもの虐待（一）（二）」（一）『法学教室』10号119頁～128頁（1981年7月）、（二）『法学教室』11号114頁～122頁（1981年8月）（後に同著『アメリカの家族—ボストン法学見聞記』有斐閣、1982年に所収）

マサチューセッツ州社会保障局でのインタビューと収集した資料や出版物を用いたアメリカの児童虐待問題の実情レポートである。当時日本で耳目を集めた、進学問題を背景にした親子間での殺人事件（例えば金属バット事件）とは異なる文脈で発生しているアメリカの児童虐待の実態を示そうとしている。

アメリカでは親権喪失問題ともからむために、家族法上の問題として重要な論点とされていることに日米家族法の相違点があるとされているあたり、日本の家族法学においてはまだ子どもの虐待が十分に取り上げられていなかった時期の論考である。この時期の他の文献同様、「子どもの虐待・放任」という用語法が見られ、現在のように虐待を内的に4分類するに至っていないことがわかる。また、家庭内暴力の一つとしての子どもの虐待という視点から、子どもによるアタックにも言及しており、「日本では子どもが親をアタックし、アメリカでは親が子どもをアタックするといわれるが、これは正確ではあるまい」と指摘されている。この点に見られるように、日本でアメリカでの虐待対応制度について紹介される事柄が意外に一面的にしか紹介されていないのではないかと気づかされる。なお一例を示しておくと、専門職への虐待通報の義務づけがあっても、ミドル・クラス以上になると、虐待された子どもをプライベートな医師に治療してもらい（lower classではpublic hospitalの利用

が多い)、その医師はファミリープライバシーを保護するため(秘密をもらせば患者がこなくなり、そのため収入が減る)、虐待の実態は簡単にはキャッチできないという。

そのほかアメリカでの虐待通報を受けた後の対応システムや虐待を生む要因、国によるファミリープライバシーへの介入基準問題等が考察されている。

【文献9】野田愛子他「[座談会]親による子の虐待事件をめぐって——その実例・背景・対策——」ケース研究187号12頁～32頁(1981年12月)(対談場所:静岡家庭裁判所 時:昭和56年8月4日)

静岡家庭裁判所(野田愛子所長)が離婚後の親権者変更の調停を行ったケースで、後に当該子どもの虐待死に至ったのをきっかけにして行われた座談会である。副題が示すように、虐待が発生する背景と対応策を検討している。日本でも、虐待問題をなおざりにできなくなってきたとの認識がもたれるようになった時期の座談会であるが、そこでの分析、対応策は現在言われていることと同じであることに気づく。出席者は、精神科医・児童相談所措置係長、静岡家裁関係者として所長、裁判官、調査官、調停委員である。

児童相談所から見ると、母親の養育放棄ケースが増加しているという。また、精神科医から見ると、発達に障害のある子の受診例が増加している一方、発達を援助する福祉・教育が追いついていないという。これら虐待は、特殊で異常な状況で起こっているのではなくて、親の側に社会的に孤立しているとか、未成熟で依存的だとか、子どもに対して歪んだ感情をもっているという特色があり、そこに生活上のストレス、子どもの発達上の問題が重なると発生すると分析されている。これに対する対応策としては、虐待が起りやすい親子関係を早く発見すること、虐待的教育を防止すること、虐待の世代間の悪循環を断ち切ることが挙げられる。法的には、問題発生時に、現にある法規定を100%活用することが必要であると指摘されている。

【文献10】石川稔「親権法の問題点と課題」ケース研究201号2頁～20頁(1984年)(後に同著『子ども法の課題と展開』有斐閣、2000年に所収)

非常に明解に現行親権法の問題点を指摘した論稿であり、現在でもここでの指摘は貴重である。

現行親権法は、明治民法の基本構造をほぼそのまま引き継いだものであるという。その結果、次のような特徴をなお持っているのではないかという。①父権思想を払拭していないのではないか。②親権の父母共同行使を予想していない規定が温存されていないか。③現在の社会や家族を規律するのに十分な内容をもっているか。④離婚夫婦の子の法的保護をはかる制度として十分な内容をもっているか。⑤子の権利論が主張され、子の利益が親子法の基本原理といわれる中で、親の権利の体系として構築されている親権法は時代遅れではないか。これら①～⑤の疑問は、比較法的に見ても湧いてくる疑問であるという。このため、日本の現行親権法は、現在の家族現象に対応できないものになっているし、比較法的に見ると、時代遅れのものになっているという。

以上の問題意識に基づき、本稿は、4つの点について法解釈論ならびに立法論的な提案をしている。ア)親権といいながら、親の義務性を強調して理解しようとしている親権概念を子どもの権利論から再構成するべきである。イ)親権の内容を、監護権と財産管理権とにふさわしいものに整理し、監護権法と財産管理権法に分化させるべき。ウ)身分行為の法定代理権を個々の身分行為ごとに考察し、

親権との関係を考究すべき。エ)今日大きな比重を占めるに至った児童福祉法上の制度との有機的関連を考究すべき、と。

児童虐待との直接的な関連では上記エ)が該当し、直接的には施設長の親権代行権、一時保護制度、措置承認制度、親権喪失制度に言及されている。これら個々の制度の検討だけではなく、親権制度の全体を子どもの権利論から構築し直さなくてはならないという主張は、現在でもそのままあてはまる。

【文献11】小野幸二「親権喪失原因としての著しい不行跡—判例および外国法を中心に—」『大東文化大学法学部創設10周年記念論文集』219頁～256頁（1984年、有斐閣）

本論文は、民法834条が親権喪失宣告の原因のひとつとする「著しい不行跡」の意義と判断基準を外国法と判例(特に旧法下のもの)を参考にしながら検討している。基本的な問題意識は、親権制度・親権喪失制度は子の福祉・利益保護のための制度であるという点にある。よって親権喪失原因である「著しい不行跡」も子の利益保護の観点から理解しなければならないという点から出発する。その上で判例分析では判例の大半を占める寡婦の性的不品行を中心に据え、どのような場合にそうした寡婦の性的不品行が子に害を与える「著しい不行跡」に当たったのかについてケースを分類している。虐待については、「著しい不行跡」を道徳的に非難される親権者の行為と位置づけ、後の論文である「親権喪失原因としての親権濫用—身上監護権の濫用を中心に—」において検討する「親権濫用」で扱われる行為につき子に対する積極的・消極的行為と分類して、虐待の問題は後者に委ねているため、ここでは扱われていない。

結果として、寡婦の性的不品行が旧法下の判例において特に問題とされたのは、父権的・家制度的思想が背景にあったこと、そのような家父長的家制度を前提とした判例・基準は今日先例としての意義を失っていることを指摘する。さらに性的不品行が原則的には子の福祉を害すものであるという判例の立場を批判し、それは例外的な場合であって「著しい不行跡」の判断材料のひとつに過ぎず、もっぱら子の利益・福祉の関係で判断すべきであるので、親権濫用のほかに「著しい不行跡」を親権喪失原因とする理由はあまりなく、立法論としては削除すべきであると述べる。また、性的不品行以外の不行跡については父親の不行跡について肯定される方向で推移すると推測されている。

【文献12】石川稔=鈴木隆史「子の監護制度」『演習民法（親族）』276頁～286頁（青林書院 1985年）

子の利益を中心にして監護権法を構成する立場は、子の権利を中心として再構成する立場へと変化してきており、そこでは、子を独立した人格をもつ「人」として把握するものであるとする。そのうえで、意思能力・行為能力をもたない「人」たる子の権利は、第一次的には親を通して、第二次的には国が代わって、これを行使もしくは擁護するものであるとする。この基本的立場は、親の監護養育の職分ないし義務は、子の利益もしくは子の権利の観点から適切に遂行されねばならず、国はこの義務が適切におこなわれるかどうかを監視し、適切におこなわれないときには積極的に関与していく法制度を必要とするという。この必要が生まれる状況の典型が児童虐待・放任である。

本稿は、子が監護教育される状況を、①父母がともに親権者でかつ監護親である場合、②父母の一方が親権者で他方が監護権者である場合、③父母の一方が親権者で他方が監護権者である場合、④父母の一方が親権者で他方が親権者でも監護者でもない場合に分けて、①で児童虐待に関連する監護権

の濫用ないし放棄を、②と③で、離婚の際の監護権紛争(例えば、面接交渉権や共同監護)について法的問題を検討している。

児童虐待に関する法制度については、まず、民法上の親権喪失制度は、親の適格性を問題にするものであるため、子の利益の観点からすると事態に適切に対処できないし、実務上も虐待に迅速・適切に対処できないと指摘する。そこで、国による保護義務の発動としての児童福祉法上の諸制度を用いた対応が考えられる。しかし、児童福祉法上の制度・手続きは親権を非常に尊重しているので、子の権利擁護の諸制度をもちながら、国が子に対して負う保護義務を十分に果たせない法構造となっていると指摘する。

【文献13】許斐有・鈴木博人・藪本知二「子どもを養育する親の法的責任」山根常男監修 本村汎・高橋重宏編『家族と福祉の未来－現代家族と社会福祉への提言』84頁～119頁（全国社会福祉協議会、1987年）

本稿は、その基盤に、家族社会学者山根常男の理論を置いている。山根理論によると、子どもとは、その子を生んで育てる両親、他人の生んだ子を育てる責任を負わされた、あるいは、認められた人にとっては私的な存在であるが、一方で子どもは、成人したときには社会を担う「次世代」であり、社会的存在だというものである。このことを反映して、子どもの養育は、社会的な仕事であると同時に私的な事柄でもあるという相矛盾した側面をもっていることとなる。そして、子どもの権利論の基礎にある子どもは一個の独立した人格であるという見解と、その独立した人格の形成を直接的に保障できるのは家族であるという見解が結びつけられている。これは、子どもが人間として成長するには、心理学上の親子関係を基礎とする家族的環境のなかで育てられることが必要であるからである。このことから、親の子どもに対する第一次的な養育責任が発生するとする。ここでいう親とは、多くの場合実親であるが、実親であるとはかぎらない。養親・里親も実親がないとき等の場合には、ここでいう親に該当する。こうして親権論の基礎を明らかにした後、第一次的責任を有する親が子どもの権利を侵害するときには、社会がそこに介入するという構造を明らかにしている。この子どもの権利侵害の典型として位置づけられているのが児童虐待である。

このように、本稿では子どもの権利論に立つ議論においても不明瞭であった子どもの権利の内容について、理論的に明確にした点に本稿の最大の意義がある。

【文献14】小野幸二 「親権喪失原因としての親権濫用一身上監護権の濫用を中心の一」『現代社会と家族法 中川淳先生還暦祝賀論集』313頁～344頁（1987年、日本評論社）

本論文は「親権喪失原因としての著しい不行跡一判例および外国法を中心に一」（1984）が親権喪失原因である「著しい不行跡」を対象にしたのに続き、もうひとつの喪失原因である「親権濫用」につき論じたものである。「著しい不行跡」については子に向けたものでない親権者の行為である寡婦の性的不品行が主なテーマにされたが、本論文では親権者の子への行為が対象とされ、児童虐待についても直接言及されている。具体的には身上監護権につき積極的濫用と消極的濫用とに分類して比較・検討している。積極的濫用については申立件数が少なく、取り上げた判例につきすべて父の親権が問題となっていることを指摘し、父母が共同生活をしている場合には片方への親権喪失は制度として機

能しない、親子が同居している場合にも親権喪失は意味を成さない、保護されている児童の引き取り要求を拒否する制度としては有効である、と評価している。さらに今後は母の親権喪失が問題にされると推測する。さらに被虐待児に対する児童福祉法上の問題点（児童の委託についての両親の意見の一致、監護者の確保、措置への親権者との同意）についても触れ、民法・児童福祉法では被虐待児に十分な保護策は講じ得ず、きめ細かい民法の対応、児童福祉法上の各種権限の強化および両者の有機的関連づけが必要とする。また、消極的濫用については積極的濫用と比べて件数が多いこと、母の親権が問題となっていることを指摘する。さらに児童福祉法上の保護の不十分さにつき、親権の一時停止、監護権の停止、児童相談所長による親権喪失宣告申立の積極化、児童福祉法との関係強化の必要性に言及する。重ねて消極的濫用となるために親権者に有責事由が必要かということが検討され、「著しい不行跡」の場合と同様に親権の濫用であるかはもっぱら子の利益保護の観点から判断すべきであるから親権者の有責事由を親権濫用の絶対的要件とすべきでない、すなわち親が無責な場合でもこの福祉が著しく害されている場合には親権喪失、後見人の選任、児童福祉法上の措置をとるべきであるとする。そしてそのためには親権＝親義務の立場からの親権法、児童福祉法の見直しが必要であるとする。結果として本論文、「著しい不行跡」についての論文を通じて子どもは保護主体であるという視点で書かれているが、子どもをそもそも権利主体である捉える流れとも親和的であると解されている。「著しい不行跡」「親権濫用」という二つの親権喪失宣告の原因を子の福祉を目的とした親子法という一貫した視点から分析・検討・批判することで、親権喪失制度全体につき子の福祉・利益保護のための制度であることがより強調されている。

【文献15】樋口範雄『親子と法——日米比較の試み』（弘文堂 1988年12月）

親と子に関する法的処理のうち、日米で顕著な差違がある場合に、その差違が生じてくる理由を検討することを全体の目的とする著書の第五章「親たる資格の剥奪」が、児童虐待問題を直接扱う部分である。論点としてあげられているのは、通報義務法、何が児童虐待に該当するのか、親たる資格の剥奪である。

子どもにかかわる職業に就いている者の通報義務は、日本では義務者が通報しなくても罰則がないので実効性がないとしばしば言われる。その反対の例として引き合いに出されるのがアメリカであるが、罰則付きの通報義務を法定していない州の方が実は多いという。仮に通報義務者が通報を怠ったとしても、通報しなかったことにより生じた虐待行為による被害が、損害賠償の対象となれば、専門職による通報の促進につながる。

次に、何が虐待や放任、遺棄にあたるのかがアメリカの判例を通じて明らかにされる。放任や虐待とされるのは、狭い範囲に限定されない。虐待と認定された後の法的効果が重大であるため、虐待概念が不明確であるのは問題になるが、子ども自身の幸福のために必要なときには、例えば母親自身が病気であるときでも、子どもを保護のために引き離すことになる。

保護され、裁判所により虐待の存在が認定されると、その後の措置が審理・決定される。親の行状が改まらないときには、親の資格の放棄が求められ、放棄に同意しないと、裁判所による親の資格の強制的剥奪が行われる。この剥奪の結果、親子関係は断絶し、復活しない。子どもは養子縁組手続き

に乗せられ、その手続きには親は参加できない。この点、日本の特別養子制度は、親としての資格の剥奪と養子縁組手続きが切り離されていないという指摘がなされている。

【文献16】米倉 明「児童虐待等に対する援助方策の開発に関する研究」(平成元年度厚生科学総括研究報告書)」(1989年)

本報告書は、児童虐待増加の現状にかんがみ、一方では外国（アメリカ・イギリス）における研究の進展、制度の整備を斟酌し、他方でわが国の実態を踏まえて、児童虐待防止策や虐待親に対する援助策を、児童福祉実務や民法等法律のレベルで検討し、親権法の解釈・立法論における所見を展開するものである。内容としては、「児童虐待を引き起こす家族への援助」について児童福祉の立場から、つづいてアメリカ法、イギリス法が概観され、最後にわが国の親権法および親権喪失制度が検討されている。この時期、親権制限について種々の立法論が示されているが、これに対して、現行法の枠内での解釈論による可能性が深く検討されているのは、その後の親権制度に関する議論の方向性を示すものとして興味深い。

(鈴木 博人、近藤 由香)

3 刑事法関係

【文献17】中谷瑾子「児童虐待と刑事規制の限界」『団藤重光先生古稀祝賀記念論文集 第3巻』209～251頁（1984年、有斐閣）。同著『児童虐待を考える』信山社(2003年)所収

本論文は、児童虐待に対する刑事規制研究の権威である中谷の論文の中でも最も重要な位置を占める論文である。その構成は、児童虐待の意義、実態、これに対する法的対応を概観したうえで刑事規制の限界を論じている。

本論文において児童虐待は、ケンプやルーベ・ベッカーの説を参考に「物理的な力の行使としての暴行（その結果的加重犯としての傷害・傷害致死）、精神的な暴行ないし放置による傷害、性的虐待としての強姦・強制わいせつ、父娘または母子相姦、そして最後に暴行の極としての子殺し（嬰児殺、親子心中を含む）を総括する」と定義されている。

子どもの人権に関して、家父長制の強かったわが国では、親の懲戒権の範囲とその濫用としての児童虐待との区別が容易でなかったことから、子どもは保護の対象としてしかみられず、独立の人権の主体とは考えられなかった。そのため、虐待が許容されてきたのではないかと指摘する。また、この子どもの人権保護の視座を欠いたことに、わが国の刑法の謙抑主義は由来していると指摘する。

本論文の主題である刑事規制の限界に関しては、刑罰が最後の手段であり、刑罰は家庭を崩壊させることはあっても親子関係を修復することはまずありえないという考え方には賛同するものの、最後の手段としての刑罰の存在も肯定する。父娘相姦のような場合、家庭はすでに崩壊しており、崩壊を恐れなければならない家庭はそもそも存在していないからだと説明する。

【文献18】中谷瑾子「子どもの人権と刑事規制——刑法・少年法・児童福祉法・青少年保護条例」ジュリスト増刊総合特集「子どもの人権」43号29～35頁（1986年）

本論文は、子どもの人権と刑事規制というテーマの中でも成人による子どもの人権を侵害する行為

や環境に対する刑事規制を問題としている。中でも、直接的な子どもの人権保障は第1に児童虐待の防止にあるとして、これを中心に据え、特に性的虐待について詳細に検討している。

刑罰は最後の手段であることから、わが国の「法は家庭に入らない」という基本原則は評価するものの、それによって欧米に比べ子どもの人権保護が著しく不十分であると指摘する。父娘相姦は性的虐待であり、近親相姦の中でも親による性的虐待に対する処罰規定の必要性を説いている。そのような処罰規定があれば、子どもは昭和48年の尊属殺違憲判決の1事例のような悲惨な体験をせずに済み、被害者が加害者に、加害者が被害者になることを防ぐこともできるとしている。「法は家庭に入らず」というテーゼは現在ではほぼ崩壊したといえるが、このテーゼは児童虐待の法的対応を長期間阻害してきた。本論文は、刑事法的観点から、このテーゼに疑問を唱え始めた初期のものである。

【文献19】滝井泰孝=関口博久「性的虐待について—仙台少年鑑別所に収容された9例を通して—」
児童青少年精神医学とその近接領域 28巻5号 290~298頁 (1987年)

本論文は、1983年から1986年までの4年間に仙台鑑別所に収容された女子の174例中、明らかな性的虐待歴が認められた9事例の比較研究である。この9例と他の被収容女子少年とは、家庭状況には大きな差はなかった。9例の比較では、①性的虐待は9~16歳にかけて始まっている。②5例が性的虐待にさきだって身体的虐待を受けており、③その5例では身体的虐待を受けていた時期には非行はみられなかつたが、性的虐待が始まってから2、3ヶ月で非行が始まっている。④全9例において非行に先立つて不登校、家出、自殺企図などの問題行動が見られたと報告している。

以上のことから、家出が全事例で非行に先行して行われていることから、家出は虐待からの逃避であり、しかし孤独感を増す結果となり、不良交友へ発展し、家出と不良交友の繰り返しによって短期間に非行に結びついていくものと推測している。

また、性的虐待と身体的虐待の比較では、性的虐待は身体的虐待とは明らかに異なる病理性を内蔵し、少年鑑別所への入所事由となる非行と直結しやすいことを示唆している。

現在では、少年非行の背景に虐待問題が存在していることを示す研究は多々あるが、特に女子の非行の背景に性的虐待が潜んでいる可能性が高いことを示す研究は、日本ではこれが初めてのものである。

【文献20】中村雅彦=鷹尾雅裕「児童の問題行動と被虐待との関連性に関する研究—臨床心理学と社会心理学の観点からの接近の試み—」愛媛大学教養部紀要22巻1号21~39頁 (1989年)

本論文は、1987年の1年間に愛媛中央児童相談所が家出と非行を主訴として受けた相談のうち、その背景に虐待が存在するものとその類の状況が十分推測される8事例を基に、臨床心理学的・社会心理学的観点から行われた研究である。この8事例は児童の心身状況には差があるものの、①両親の一方又は双方に離婚歴を持つ者が多く、恵まれない生活歴をもつ者が多い点、②虐待を否定し、又はしつけの一環であるとして、児童の措置を拒否するという保護者の態度、③児童に関しては、知能に明らかな発達遅滞が認められないが、性格には自我のまとまりに欠け、不安感の強さからその場を取り繕う点が共通していることを指摘している。8事例と少ないながらも家族背景、保護者の態度、児童の心理に関して共通点を見いだし、これらがいずれも児童虐待の背景にあるものとして一般的に論じられているものであるという点に本論文の価値がある。

また、虐待の連鎖について社会学習理論を用いて説明し、幼少期に受けた虐待の影響は持続性を有し、学習された攻撃性は非行化を促進する可能性が高いことを示唆している。学習理論は犯罪原因論の1つであり、この理論を用いて児童虐待や非行の原因を説いる点で本論文は先駆的役割を果たし、家出や徘徊の背景に虐待が潜んでいる可能性を指摘し、その相談業務に関しては多角的な調査を要することを指摘する。

【文献21】稻村博『子殺し その精神的病理』（誠信書房、1978年）

本書は医学博士である稻村の著によるものであるが、子殺し事例の研究、法学的視点が多く含まれており、法学的見地からも重要な文献である。本書は2部構成になっており、第1部で子殺しの実態、事例、法律などが論じられ、第2部では日本と諸外国の社会文化的背景が各国の古い文献や説話から論じられている。

事例研究において、子殺しは①嬰児殺、②せっかん殺、③無理心中、④痴情による子殺し、⑤精神障害による子殺し、⑥遺棄、⑦その他に分類されている。これらの子殺しの予防には、正しい精神医学的治療、配偶者や親との関係調整、性や家庭のあり方に関する正しい教育、関係機関と本人の近隣との緊密な連携、社会に対する啓発が必要であるとする。これらの予防策は、いずれも児童虐待の予防策として今日主張されているものに通じる点がある。また、法律による対応としては、刑法上の対応を挙げ、嬰児殺の概念、諸外国の処罰規定のあり方を説明し、刑法上の責任能力を説明している。

【文献22】佐々木保行編『日本の子殺しの研究』（高文堂出版、1980年）

本書は、1976年の日本教育心理学会第18回総会で行われたシンポジウム「現代社会の『子殺し』を考える」がベースとなっている。そのため、子殺し（嬰児殺）と母子心中が中心主題となっている。特に、母子心中に関しては、それまで一般には不憫がられ、同情され、非難されてこなかったが、これは、自立できない未成熟の者を親の保身のための、もしくは自殺の延長（拡大自殺）としての子殺しであると強く非難している。非難だけにとどまらず、その原因は家庭不和、育児ノイローゼ、生活苦、教育問題等にあるとし、中でも父親の育児不参加、母親の孤立が強調されている。シンポジウムには主婦による「子殺しを考える会」ボランティア団体の参加があり、その会に寄せられた母親たちの体験談もこの点を強調している。

なお、本書においては「虐待」という言葉は数えるほどしか使用されておらず、児童虐待という概念は提示されていない。

佐々木らが日本人の母親、日本に住む外国人の母親を対象として行った心理学的調査研究が資料として付されており、これは日本人と外国人との育児に対する考え方の違いを明らかにし資料価値が高いものである。後の文献にも多く引用されている。

【文献23】中谷瑾子編『子殺し・親殺しの背景 《親知らず・子知らずの時代》を考える』（有斐閣、1982年）

佐々木保行による子殺しの歴史と社会心理の研究、栗栖瑛子による統計分析、佐藤典子による親殺しの研究、中谷による子殺し・親殺しの法的研究、半田たつ子による事例・文学作品・学校の研究、福島章による子殺し・親殺しの心理分析によって構成されている。

本書は、それまで以上の著者たちが子殺し（嬰児殺）を研究してきたこと、子殺しの報道が後を断たなかったこと、1980年にエリート会社員の息子が父親を金属バットで殴り殺した事件などを背景に、新書として出版されたものである。

本書に先立つ子殺しに関する2冊の書籍で取り上げられた子殺しの社会背景やその原因、対策に加え、学校での対策も考察されている。学歴社会が子殺しの原因に挙げられることはそれまでもあったが、具体的に学校側（教師）が学歴社会に服従するような管理教育から子どもの学習意欲を伸ばす教育への転換を主張している。

（初川 愛美）

4 児童福祉・医療分野

【文献24】大阪市中央児童相談所「紀要一特集 児童虐待の処遇についてー」(1989年6月)

児童虐待の事例は、この時期、児童相談所や児童福祉施設関係者以外のものにとっては、児童相談所事例集を通じてかろうじて知ることができた。この紀要是、大阪市児童相談所が、児童虐待の実態や処遇に関わる問題点を社会にアピールしてこなかったとの反省を踏まえて、まずその実状を訴え、処遇の実際と課題を整理した、当時としてはきわめて貴重な取り組みである。内容としては、(1)「児童相談所事例集第13集（昭和56年版）の検討、(2)児童福祉法28条申立ケースの検討、(3)種々の対応を考慮したケースについての検討、(4)死亡および介入困難ケースについての検討、(5)児童虐待の文献に記載されている処遇の検討からなっており、最後にそれらのケースの分析が付されている。特に大阪市児童相談所が扱った28条ケース13件について詳細な分析が行われている。児童福祉法28条申立を親との関係の中で調整的に利用する方法が紹介されるなど、当時としてはかなり柔軟にこの制度を利用していた実状を知ることができる。この中で言及されている28条審判制度の問題点一審判までに時間を要すること、審判後の親との対応等について、その後の通知や法律の改正につながるものであり、こうした現場からの指摘の重要性を示す貴重な資料である。また、この時期、児童虐待の実態についてその概要のみを示す文献が多い中、本書は虐待が起こっている家庭・児童へのソーシャルワーカーの具体的な対応について詳細にわたり記されており、虐待事例への援助の手引書としても位置づけることができる。

【文献25】清水隆則「被虐待児に対する保護法制のあり方」社会福祉学30巻2号137～161頁（1989年）

本論文は、福祉分野の立場から、子の福祉を守ることに重点をおいた国家の家庭への介入（児童虐待への対応）について、外国法の紹介と日本の法規の比較を通して検討している。具体的には、最初に英国の児童保護に関する法律を体系的に紹介し、次にその内容とわが国の法規とを比較した上で、最後に日本の児童虐待ケースの児童保護制度における問題点と課題について論じている。第1期（1980年代）の児童福祉分野の児童虐待に関する論文は、児童虐待とは何かという観点から、その実情について論じているものが多数を占めていた。その中で、清水の論文は、児童福祉の立場から法的な課題について言及することを試みている意義ある論稿である。清水は本論文で、わが国の場合には、親、子及び国の三極構造と三者の権利義務関係が曖昧であると論じ、親権については、その権利を認

めた上で児童の保護過程における親の不当な介入の防止策を三極構造に基づく権利均衡論の立場から如何に構築するかが課題であると指摘する。そして、子の権利をめぐる議論について、大人の基準で子の扶養を保障する論が先に立ち、子の自由権的権利の保障が不十分である点も説いている。結論としては、親及び子の人権に配慮した上で、公的介入を有効ならしめる機能的な児童保護法制の構築が必要であると主張する。清水は、この時期、児童福祉の分野における性的虐待に関する論文が少ない中、「性的虐待ケースに対する体系的処遇－英米の実践例－」（『ソーシャルワーク研究』15-2号,1989）においても、外国の実践例を通して、日本の児童保護に関する法制の問題点について言及している。

【文献26】大阪府児童虐待対策検討会議「被虐待児童の早期発見と援助のためのマニュアル」(1990年2月)

1980年代の実践領域は、児童虐待の知識について、各関係機関の共通理解が充分になっていたとは言えない状況であり、児童相談所や保健所等の対応も、関係機関の連携体制という点において制度的にも確立できていない時期のため、個別的な援助の域を出ていなかった。大阪府は行政を含めた諸関係機関（保健・福祉・医療・教育・警察・司法等）で構成する児童虐待対策検討会議を1989年に設置し、大阪府全域において児童虐待の効果的な予防、早期発見・援助方策を検討することとした。その前後の取り組みとして、1988年に「被虐待児のケアに関する調査」が行われ、その調査結果を踏まえて、同年に小林美智子委員長のもと「児童虐待マニュアル検討委員会」が発足された。1990年に発刊された本マニュアルは、児童虐待に関する関係諸領域の知見を総合的に集約して、共通認識を図り被虐待児の援助に関する機能・役割を明確にし、連携・協力が円滑に実施されるために作成された、当時としてはきわめて貴重な著書である。マニュアルの構成は、(1) 児童虐待の定義 (2) 診断のためのチェックリスト、(3) 種類別虐待の特徴、(4) 発見と紹介・通告、(5) 緊急時の対応、(6) 調査・面接・処遇上の留意点、(7) 疑いのあるケースへの対応、(8) ケースカンファレンス、(9) 予防・発見・援助のための関係諸機関の役割と連携の必要性、(10) 他機関等へのケース紹介、(11) 法的側面、(12) 関係諸機関との関係、(13) 再発を防止するための対応からなっており、最後に、前述した「被虐待児のケアに関する調査」報告の概要、ケースカンファレンス開催時の通知文、通告のための文書様式等も付されている。本書の内容は、援助現場において頻繁に活用されることを目的に作成されているため、多岐に渡り、かつ具体的に各項目の内容が記述されている。しかし、法的な制度に触れている部分では、法制度を積極的に活用しようという姿勢はみられず、法制度の不備が指摘されているだけである。確かに当時はそうした意識が一般的であり、本マニュアルもその点においては、現行の法制度紹介の域を出ていない。本書は、実践領域の虐待対応マニュアル発行では先駆的なものであり、その構成は他のマニュアルの基準となり参考とするべき点も多い。その後、5年以上の歳月を経て、東京都「子どもの虐待防止マニュアル」(1996年)、子どもの虐待防止の手引き編集委員会（厚生省児童家庭局企画課監修）「子ども虐待防止の手引き」(1997年)、日本弁護士連合会子どもの権利委員会編「子どもの虐待防止・法的実務マニュアル」(1998年)、厚生省児童家庭局監修「子ども虐待対応の手引き」(1999年)が刊行された。

(加藤 洋子)

【文献27】池田由子『児童虐待一ゆがんだ親子関係一』中公新書、1987

筆者は、1977年以来、精神衛生医学の専門の立場から児童虐待に着目し、児童虐待の問題について啓蒙的役割を果たしてきた。本書「あとがき」にあるように、「児童虐待の存在を社会の一般の人びとが知ること」が本書刊行の目的のひとつであった。筆者は、わが国の児童虐待の全国調査の嚆矢ともいえる「昭和58年調査」に取り組んだ児童虐待調査研究会のメンバーでもあり、本書では調査の詳細も示されている。本書をはじめとした著者による一連の仕事は、わが国の児童虐待に型を与え、社会の関心を向けさせる契機となったと評価される。

本書で「児童虐待の法律」の章が立てられ、英米加法との比較のうえで、わが国の関連法令が児童虐待事例を緊急で扱う場合の不備をしている点は注目に値する。児童虐待をめぐるわが国の法制を説明し、中川高男、石川稔、青山道夫、稻子宣子の諸氏による親権に関する学説を引きながら問題点を指摘しているが、あわせて虐待致死例を剖検した医師が示した法的対応への疑念を紹介している点は筆者ならではの一文だろう。

【文献28】柏女靈峰「児童虐待（上）（下）」『厚生福祉』1989年7月19日号2～6頁、21日号2～5頁

厚生省児童家庭局専門官であった筆者が、行政の場から児童虐待の実態と対応を概説した比較的早い時期の論文である。児童虐待が取り沙汰され始めたこの時期に、初期における基本的な調査や典型事例を示しながら、現行法制度の課題を具体的に指摘し、児童虐待への対応強化に向けての制度改革を論じたものとして意義深い。発見・通告体制の整備を主張するなかでは、児童委員や児童相談所によるPR活動、「家庭支援相談等事業」の活用に期待が寄せられており、法整備までは指摘されていない。親権をめぐる児童虐待対応の困難さについては、「運用の改善のみでは解決しない部分も指摘されており、厚生省としても研究を進めていく必要があるものと思われる」と述べ、法整備、法改正への方向性が行政サイドから示された初期のものとして注目される。

（田澤 薫）

5 児童虐待に関する調査

【文献29】日本児童問題調査会「児童虐待 昭和58年度・全国児童相談所における家庭内児童虐待調査を中心として」（1985年）

1983年度中に全国の164箇所の児童相談所が受理した児童虐待事例を対象として調査を行い、416票の回答を得て分析した。児童虐待の定義としては、I S C C A（国際児童虐待常任委員会）の定義のうち「家族内における不当な扱い」の4種類、すなわち「身体的暴行」「保護の怠慢・拒否」「性的暴行」「心理的虐待」に限定して用いた。「虐待の概念の曖昧さ、未組織さ」をいかに議論可能な明晰な枠組を確立していくかが時代的な課題であったこの時期に、今日の虐待の定義とほぼ重なる調査として、この後の各調査の比較基準となるものである。設問では「児童虐待と関連して親の親権や懲戒権」に関する自由記述ももとめたが、多くない回答の中に、児童福祉法28条の活用や親権行使の制限の必要、単独親権行使や親権者の代理の指摘がみられた。こうした結果を受けて、調査結果分析でも、処遇論から現行の法制度・援助システムが抱える課題への指摘はなされているものの、法的対応への

積極的な議論は示されていない。

【文献30】松井一郎、内藤和美、小林登「親子関係の失調に関する社会病理的研究一小児医療の場における被虐待児の実態一」（分担研究：小児の成長・発達と養育条件に関する医学的、心理学的及び社会学的研究：昭和62年度厚生省心身障害研究報告書）（1988年）

全国約500医療機関の小児科で診断された172例の被虐待児症候群、56例の愛情剥奪症候群症例の調査データを得、医療現場で扱われている児童虐待の実態を明らかにし、発生および再発に関わる要因等について考察した。医療現場が向き合う児童虐待事例に特化した研究視点から、一貫して被虐待症候群という社会病理として児童虐待を捉えている。そのため、発生要因等を養育者と児の双方について分析し、医学的ケア・医療福祉的ケアにおける援助の可能性を提言しているが、法的な課題や社会資源の利用は視野に入れられていない。翌年には、資料の蓄積と、とりわけ双生児の事例についての掘り下げを目的とした継続研究（松井一郎、谷村雅子、小林登「小児医療の場における被虐待児の実態」）を行っている。

【文献31】全国児童相談所長会「子どもの人権侵害例の調査及び子どもの人権擁護のための児童相談所の役割についての意見調査」全児相47号47-74頁（1989年）

本調査は、平成元年度全国児童相談所長会の全体協議会のテーマとして、前年度からの継続で「子どもの人権」が取り上げられたのを機に実施された。昭和63年度の上半期に新規に受理した事例と既受理でも期間内に虐待が判明した事例を対象に、比較のため日本児童問題調査会による昭和58年度調査の虐待定義にそって調査するとともに、子どもの人権擁護のための児童相談所の役割について意見調査を行った。その結果、半年で1039件と明らかに昭和58年度調査と比較して顕著な虐待件数の顕著な増加と、各事例に対する対応の困難、反して施設入所の承認を求めた家裁への申し立ての消極的な活用が指摘された。しかしながら、わずかに10例であった家庭裁判所への申し立て事例については、一覧表とし、審判に至った6例の審判までの期間を示し、申し立て承認後の経過にも触れるなど、以降の家裁との積極的な関わりを期した参考資料を提示しようという調査当局の意図が読み取れる。

この後、厚生省は平成2年度から児童相談所における児童虐待相談処理件を集計・公表するようになった。

【文献32】大阪児童虐待調査研究会「被虐待児のケアに関する調査報告書」大阪府委託調査研究報告（1989年）

1988年度に、大阪府下の児童相談所、家庭児童相談室、保健所、医療機関を対象に実施した調査である。児童相談所が把握していた児童虐待の数は、調査対象全機関が把握していた事例の半数程度に過ぎないという指摘が、関係者に衝撃を与えた。

（田澤 薫）

V 資 料

- 1 児童虐待関係厚生省通知
- 2 刑事法関係判例リスト
- 3 児童虐待関係文献リスト
- 4 児童虐待関係年表
- 5 児童虐待関係司法統計
- 6 児童虐待に係る検挙人員、嬰児殺の検挙人員

児童虐待関係通知(昭和58年から平成2年)

通知名	タイトル	通知年月日	概要
児発第904号各都道府県知事・各指定都市市長宛厚生省児童家庭局長通知	児童の「いじめ」問題に関する相談活動の充実について	昭和60年11月15日	学校等における児童の「いじめ」の社会問題化に伴い、関係各省庁の積極的かつ総合的対応が求められているところから、児童相談所等による相談活動の充実強化を求めるもの。
児育第38号各都道府県・各指定都市民生主管部(局)長宛厚生省児童家庭局育成課長通知	児童の「いじめ」問題に関する相談活動の充実について	昭和60年11月15日	児発第904号の運用に当り、参考とすべき方法を示し具体的な対応について配意を求めるもの。
児発第727号各都道府県知事・各指定都市市長宛厚生省児童家庭局長通知	児童福祉事業適正化対策特別事業について	昭和61年8月30日	措置事務等の団体委任事務化、国と地方の費用負担割合の変更、制度の簡素・合理化等の変更により、福祉行政における地方公共団体の役割の重要性が高まったことに応じて、都道府県(指定都市)管内の福祉関係職員の判定技術等の資質の向上を図るために研修事業、措置費事務等適正化の周知徹底を図るための各種研修会・連絡会議事業、在宅対策の推進に關し、児童福祉施設等・地域住民・事業主・ボランティア等に対する啓発活動事業、福祉行政事務等の効率化のための開発・研究事業等に要する経費が適正に運用されるよう交付の条件等を定めたもの。
児発第54号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省児童家庭局長通知	児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令(児童家庭局関係)の施行について	昭和62年1月31日	地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律(昭和61年法律第一〇九号)により、児童福祉法の一部が改正されたこと等に伴う児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令(昭和62年一月三一日厚生省令第五四号)の公布に伴い、児童福祉法施行規則を改正し、①団体事務化に伴う入所措置事務等に係る手続に関する規定等を削除又は簡素化 ②身体に障害のある児童等を短期間入所させる施設の種別を法定 ③身体に障害のある児童等に供与する便宜を法定。
児発第21号各都道府県知事・各指定都市市長宛厚生省児童家庭局長通知	児童福祉法施行令等の一部を改正する政令(児童家庭局関係)の施行等について	昭和62年1月13日	児童福祉法施行令等の一部を改正する政令(政令第四号)の公布に伴って童福祉法施行令を改正し、①市町村による児童の保育所入所措置を採る場合の基準の法定 ②短期間入所の基準の法定 ③改正後の児童福祉法第三十三条の四第三項に規定する便宜供与措置の基準を定めたこと。
児発第450号各都道府県知事・各指定都市・各中核市市長宛厚生省児童家庭局長通知	児童福祉施設(児童家庭局所管施設)における施設機能強化推進費について	昭和62年5月20日	社会復帰等自立促進事業 専門機能強化事業 総合防災対策強化事業、施設入所等社会(家庭)復帰促進事業 心身機能低下防止事業 処遇困難事例研究事業 施設入所児童家庭生活体験事業 養育機能等強化事業 広域入所促進事業 の実施に要する費用に関する通知。
児発第453号各都道府県知事・各指定都市市長宛厚生省児童家庭局長通知	養護施設および虚弱児施設における年長児童に対する処遇体制の強化について	昭和62年5月20日	年長児童の処遇体制強化のため、スポーツや表現活動、心理面での専門的指導を行うための職員の配置に要する経費および養護施設入所児童の学習指導に必要な副教材費等の経費を負担するもの。
児発第138号各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生事務次官通知	里親等家庭養育の運営について	昭和62年10月31日	里親等家庭養育運営要綱の適正かつ円滑な実施をもとめるもの。
児発第901号 都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省児童家庭局長通知	里親等家庭養育運営要綱の実施について	昭和62年10月31日	里親等家庭養育運営要綱の実施に関する留意事項。
児発第902号 都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省児童家庭局長通知	養子縁組あっせん事業の指導について	昭和62年10月31日	養子縁組のあっせんに関する留意事項。
児育第27号 各都道府県・指定都市民生主管部(局)長宛 厚生省児童家庭局育成課長通知	特別養子制度における家庭裁判所との協力について	昭和62年11月18日	民法改正に伴う特別養子度における児童相談所と家庭裁判所の協力について。
児発第266号 各都道府県知事・各指定都市市長宛厚生省児童家庭局長通知	養護施設入所児童のうち中学校卒業後就職する児童に対する措置の継続等について	昭和63年3月29日	一定期間入所措置を継続し、自立の促進を図ることを目的に入所措置を継続できるものとする。
児発第466号 各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省児童家庭局長通知	家庭養育推進事業の実施について	昭和63年5月20日	里親希望者、養親希望者等への研修により、児童福祉への理解を深め、養育技術の向上、委託の促進、里親の開拓を図ることを目的とする。
児発第265号の6 各都道府県知事・各指定都市市長宛厚生省児童家庭局長通知	養護施設入所児童等の高等学校への進学の実施について	平成元年4月10日	養護施設入所児童等の高等学校への進学実施要領を定める。
児発第265号の7 各都道府県知事・各指定都市市長宛厚生省児童家庭局長通知	教護院入所児童の高等学校進学の取扱いについて	平成元年4月10日	教護院入所児童に対する高校進学に要する費用を支弁の対象とし、併せて年長処遇児童の処遇体制の整備を図る。
児発第407号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省児童家庭局長通知	都市児童特別対策モデル事業の実施について	平成元年5月29日	都市における児童のふれあい、遊び場の提供など、児童の健全育成及び資質の向上に資する事業、又は児童が健やかに生まれ育つための環境づくりに資する事業で特に独創的、先駆的なものを奨励することを目的に、独創的、先駆的な事業に助成する。①社会性の涵養、体力の増進等、児童の健全育成及び資質の向上に資するもの又は子育て支援活動等児童の環境づくりの向上に資するもの。②地域における子育ての支援等児童が健やかに生まれ育つための環境づくりに資するもの等を助成の対象とする。
児育第25号 各都道府県・指定都市民生主管部(局)長宛 厚生省児童家庭局育成課長通知	教護院入所児童の処遇計画の作成等について	平成元年11月19日	4月10日通知に即して、児童処遇の一層の充実と退所後の生活環境整備等の促進を図るために、年長児童の処遇計画の具体的な作成手続き等について定める。
児発第475号の6各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生省児童家庭局長通知	児童福祉施設(児童家庭局所管施設)における入所児童(者)処遇特別加算費について	平成2年6月7日	児童福祉施設においても高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細かな入所児童等のサービスの向上を図るため、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務についてこれらの者を非常勤職員として雇用した場合に加算するものとする。

<資料2>
刑事判例

判決日	裁判所	事件番号	事件名	主文	概要	掲載誌
1 H1.3.22	浦和地裁 (判決)	昭和60年 (わ)1008号	嬰児殺の訴因について、嬰児の死因及び殺害行為を特定することができず、殺意を認めるに足りる証拠もないとして無罪が言い渡された事例—浦和女店員嬰児殺事件判決	無罪	被告人は、勤務先の医務室のベッドで婚外の嬰児を分娩したが、それまで自己の懷妊事実を両親や勤務先の同僚等に隠し続けていたため、同児を分娩した事実の発覚をおそれるとともに、同児の処置に窮り、同児を殺害しようと決意し、右分娩直後、同児の頭部等を大腿部で圧迫して殺害したという事案。これに対し、①嬰児は自呼吸の確立され難い仮死産児であった疑いがあり、②死因となった酸欠死の原因は、客観的証拠により確定することができず、③殺意及び殺害行為を認めた被告人の自白調書には、任意性も信用性もないとされた。	判時 1315, p6 判タ698, p83
2 S63.10.26	東京地裁 (判決)	昭和63年 (刑わ) 2072号	14歳から2歳までの実子4人をマンションに置き去りにし、うち1人を栄養失調症にさせた母親について、保護者遺棄、同致傷罪の成立が認められた事例—西巣鴨置き去り事件	懲役3年 執行猶予4年	婚姻外でもうけた14歳の長男、6歳・3歳・2歳の女兒とともに暮らしていたが、交際していた男性と同棲するため、子供らを置き去りにして家出した。長男が被告人から渡された現金で幼い3人の女兒の世話をしていたようであるが、皆飢えに苦しみ、半年後に保護されたとき、3歳の女兒は重度の栄養失調状態で、2歳の女兒は長男とその友達から折檻を受け、死亡していた。(長男は傷害致死・死体遺棄で家裁に送致されたが、新聞報道によれば養護施設送致された。)被告人は、子供らの出生届けを出していなかったので、全員戸籍はなかった。保護責任者遺棄・同致傷罪の成立を認め、被告人の責任を厳しく指弾しながら、被告人に有利な情状も考慮のうえ、被告人を懲役3年、執行猶予4年に処した。	判タ690, p245

心身喪失・心神耗弱事例

判決日	裁判所	事件番号	事件名	主文	概要	掲載誌
3 S63.3.10	東京地裁 (判決)	昭和62年 (合わ) 106号	母親が自己の幼児を殺害した事案につき、行為当時病勢期の内因性うつ病による心神喪失の状態にあったとして、無罪を言い渡した事例	無罪	25歳の主婦である被告人が親子心中を図り3歳の長女を11階建物の屋上付近から落下させ、即死させた。被告人は内因性うつ病に罹患しており、本件事件の3ヶ月前くらいから病勢期に入り、事件当時重篤な状況にあり、自分が不治の病に冒されているなどという心気妄想にとらわれ、このような病的負因によって高められた自殺念慮の衝動によって、もはや他の行為の選択を期待できない状況に陥り、その結果、無理心中の一環たる本件行為に及んだ。被告人は、犯行当時、殺害自体の事柄の善悪を概念的に判断する能力は一応具备していたが、殺害ないし自殺をするべきでないという点の判断能力及びこれらの判断に従って行動する能力を欠いていたとし、犯行当時心神喪失の状態にあったと判断、無罪とした。	判タ668, p226
4 S63.7.28	東京地裁 (判決)	昭和62年 (合わ)80号	自らがいわゆるエイズに罹患した上、これが家族にも感染したものと思い込み無理心中を図った事案につき、被告人が犯行当時疲憊性うつ病により心神耗弱の状態にあったとした事例	懲役5年	被告人は、自らがいわゆるエイズに罹患し、家族にもこれを感染させたと思い込んで、一家心中を図り、包丁で13歳の長女、9歳の長男の胸部を刺して殺害し、さらに夫の胸部を刺して1ヶ月の傷害を負わせたが、同人に取り押さえられて殺害の目的を遂げなかった。被告人の人格要素、幼年体験、犯行前の生活状況、自己及び家族がエイズに感染したと思い込むに至る被告人の諸体験等を認定した上で、被告人は疲憊性うつ病(心因性うつ病・反応性うつ病の一種)に罹つており、犯行当時、相当程度の高い訂正困難な妄想様観念に支配されていたとして、心神耗弱の状態であったと認定された。さらに、被告人の犯行前の生活状況、犯行準備の諸行動、犯行直後の状態等によれば、被告人が心身喪失の状態にあったと考えることはできないとされ、被告人は懲役5年が言い渡された。	判時 1285, p149 判タ683, p213
5 H1.8.23	浦和地裁 (判決)	昭和63年 (わ)296号	内因性うつ病に罹患した母親が、思春期前期の実子3名を殺害した事案につき、詳細な理由を付して、心神喪失による無罪を言い渡した事例	無罪	内因性うつ病に罹患した母親が、精神に変調を来たした14歳の長男から執拗に「殺してくれ」と依頼され、将来を悲観した結果、同人のほか13歳の次男、9歳の長女をも一挙に絞殺した上で自らも自殺を図ったという、いわゆる拡大自殺の事案である。犯行当時の被告人の病状については、犯行直前まで被告人を診察していた医師のカルテ・供述等との对比において、かなり重症の内因性うつ病の病勢期にあって、奇死念慮が極めて強く、ただ日頃からこよなく愛してきた3人の子供のことが歯止めになって、からうじて自殺を思いどまっていたにすぎない状態であったと認定した。本件においては①犯行の動機が合理的に了解不可能で、②犯行の態様も異常であり、③犯行の前後にわたる被告人の行動中、検察官が規範意識の残存を窺わせるものと指摘した諸点(自殺念慮を訴えた長男に對し、自殺を止めるよう説得していること、犯行直前、長男に対し「本当にいいんだね」と念を押していること、犯行後遺書を書いていること等)も、被告人が当時は非善惡の判断能力を有していたとの事實を推認せるものではないとされた。	判タ717, p225
6 H1.10.24	札幌地裁 (判決)	昭和63年 (わ)1147号	5歳になる一人娘を餓死させて殺害した被告人につき、軽度精神薄弱及び性格異常の負因が競合し心神耗弱の状態にあったものとされた事例	懲役3年6月	被告人が自己的出産・養育してきた5歳になる1人娘に約40日間にわたってほとんど飲食物を与えず、餓死させて殺害したという事案。被告人は被害者を妊娠した当初から自らの望んだ子ではないとしてその死を願っていたところ、被害者が成長するにつれてその容貌が憎む男に似てきたことから被害者を殺害しようと思いつくに至った。被害者を餓死させるという犯行方法の異常さもさることながら、一旦殺害を決意し、その実行に着手するや、被害者が痩せ衰えていく様を目の当たりにしながら、これを思い止まるどころか、空腹に耐えかね被害人に隠れて飲食物を口にした被害者に折檻を加えるごとき所業に及び、遂に殺害の目的を遂げた上、公判段階においても被害者は死んでよかつた旨供述して真の反省悔悟が認められなかった。犯行時までの被告人の生活態度、犯行前後の行為態様等に鑑みると、犯行当時被告人は心神喪失の状態にあったものとは認め難いものの、被告人には軽度精神薄弱に相当する知能の低格性に加えて易怒的・易刺激的傾向と情性的欠如を主徴とし、自己顯示的傾向を併せ有する著しい性格異常のあることが明らかであって、そのため、犯行当時事態を客観的に吟味しつつ事理を弁識し、正確な判断を下した上、これに従って適切に自らの行動を統制する能力が著しく減退した、心神耗弱の状態にあったとし、懲役3年6月に処した。	判タ719, p215

児童の証言能力・証言の信用性

	判決日	裁判所	事件番号	事件名	主文	概要	掲載誌
7 ①	S60.10.17	神戸地裁 (判決)	昭和53年 (わ)第 179号	精神薄弱児施設の学園で発生した園児殺害事件について、関係者たる園児らの供述が信用できないなどとして、被告人に無罪が言い渡された事例—甲山事件第一審判決	無罪	園児五名の供述の信用性について、この5名の園児は、事件当時11歳から17歳の精神薄弱児であったが、園児の証言能力に関しては個々の証人ごとに、事件発生当時、及び証言時点での精神的状況、尋問を予定されている証言事項の内容を考慮し、個別的・具体的に検討された結果、証言能力ありと判断されたすえ、証人尋問が行われた。5名の内1名は事件後の早い段階から被告人による被害者の連れ出しを供述していたが、他の4名は事件後3年ないし4年を経て初めて新供述をなすに至った。4名の供述は、何故もっと早い時期にその供述がされなかつたのかが疑問であり、また、3年ないし4年以前に体験した事実についての記憶を、事細かな時間的経過に至る克明な状況まで含めて何ら変形しないまま保持し続けることができるかも、疑問である。検察官は、園児らに対し学園職員による口止めがあつたこと及び園児らの目撃した内容はその記憶に深く刻みつけられていたことをそれぞれ主張するが、いずれも採用し難いと判断した。また、各園児らの供述の内容、出方、変遷状況等を逐一詳細に検討した末、各供述の信用性には疑問があるとの結論を下した。 また、被告人の自白調書の信用性については、犯行の動機に関する供述の内容が不自然・不合理であること及び犯行の状況等に関する供述の内容もあいまいで断片的・概括的であり迫真性及び臨場感に欠けること等の理由から自白は信用性を欠くとした。	刑月 17-10, p979, 判タ583, p40 判時 1179, p28
7 ②	H2.3.23	大阪高裁 (判決)	昭和61年 (う)278 号	甲山事件控訴審判決	原判決破棄 差し戻し	園児供述の信用性について、その判断にあたっては、知的能力や表現力を考慮し、供述内容の合理性や一貫性の有無の判断にとらわれず、その認識対象の難易や知覚過程、供述時の状況等を総合し、特に本件においては、供述に至るまでの間の情報や外部からの圧力の有無・程度についての十分な検討が加えることが必要であるとし、園児の供述には変遷はあるものの、全体の信用性に影響するものとはいえないこと、捜査における事情聴取の方法に虚偽供述を生み出す原因が窺われないこと、その目撃した事実は同児らの能力をもって十分識別できる性質のものであり、かつ、現場の状況からすれば誤認する可能性がないこと、うち1名については、捜査当局が犯人像を絞り切れていたかった時点から被告人が被害者を呼びに来た旨を述べていたものであり、もう1名についても第1次捜査の時点で供述しなかつたのは、口止めをされていたこと等のためである旨供述しており、これを直ちに虚偽のものとして排斥できない。原審の証拠関係では原判決が説示する理由をもってその信用性の判断を否定することは相当でないとした。 また、被告人の自白について、犯行の中核と思われる部分については相当程度具体的な事実を供述しているものといえること、取調べ状況も強制にわたることがなく、度々弁護人の接見を受け、支援グループからの声援を受けている状況で自白したものであること、供述する犯行動機は必ずしも肯定しえないものではないこと等からすると、その信用性を否定することは相当でないと判断した。	判時 1354, p26 判タ729, p50
7 ③	H10.3.24	神戸地裁 (判決)	平成4年 (わ)251 号	甲山事件差戻第一審判決	無罪	破棄判決の拘束力は原判決に対する消極的・否定的判断について生ずるもので、積極的・肯定的判断については生じないとして、本件における園児の供述を含む証拠を丁寧に検討している。 園児の供述に関しては、園児らが年少児であり、かつ精神障害を有していることから、その精神年齢は実際の年齢よりも低いことに留意し、それに従ったさまざまな注意点は存在するが、具体的には個々の供述の信用性を判断している。職員が被害児童を探しているときに誰も目撃事実を語らず、目撃したとされる5人の児童がいずれも記憶が残っているしかもるべき時期に一致してそのことを話さなかつたということは不自然であり、そのこと自体ががその目撃供述の信用性について大きな疑問を抱かせる事実であるといわざるを得ないと判断した。また、職員による口止めの事実は認められず、最初になされた供述はいずれも捜査官に対するもので、それにはお互いの関りや当直職員による裏づけもほとんどなく、特に事件後3年を経て初めてなされた1人の園児の供述は、客観的事実に反し、不自然、不可解なもの、矛盾したものが多く、それは事件直後からの知識、情報によってその基本的骨子がその園児の中で固定化した可能性があり、さらに事情聴取にあたった捜査官の影響も否定できないとして、その信用性を否定した。	判時 1643, p.3
7 ④	H11.9.29	大阪高裁 (判決)	平成10年 (う)568号	甲山事件差戻後控訴審判決	控訴棄却	供述をした園児はいずれも精神遅滞を有しているが、基本的には、健常児と同様の判断基準に従い、個々の特性については個体差による違いとしての考慮で足りるとし、その上で各供述を詳細に検討している。園児の供述に関しては、被害児童がいなくなつたときに誰一人目撃事実を話している者はなく、当直職員によって裏付けられる供述がない点でその信用性に疑問があることは否定できず、各園児供述が出てくる過程において、あらかじめ捜査官がある程度の情報を得ており、これに基づいて捜査官が暗示・誘導した結果なされた供述である可能性が否定できず、むしろこれが窺われる部分も多々存在するとした。その上で、園児供述を総括してみると、実質的に園児らの供述の一致があるとするには疑問の余地が多分にあり、もとより園児の供述を過度に重視することは厳に慎まなければならず、各供述の変遷及びそのあいまいさ、不自然さ、裏付けの不存在等から、園児の供述のによっては、被告人による被害児童の連れ出し事実が認定できないのはもちろん、これが存在した可能性が高いとの心証も得ることはできないと判断した。	判時 1712, p.3

8	S61.9.17	東京高裁 (決定)	昭和61年 (う)第 713号	強制わいせつ致死傷等事案において被 害者である7歳の児童の証言能力及び その証言の信用性が認められた事例	原判決破棄 控訴棄却	被害者が自分の体験した過去の事実を記憶に基づいて供述しうる精神的能力を有していたことはその証言を録取した尋問調書の記録自体並びにその証言内容を裏付ける諸々の証拠資料によって十分認められるとして、被害者の証言の真実性を担保する証拠や状況が存するとして、その証言が信用を有することも明らかであるとした。	判タ631, p247
9	H1.10.26	最一小 (判決)	昭和63年 (あ)第 130号	小学4年生の少女に対する強制わいせつ事件につき被告人が犯人であるとする右少女の供述等の信用性を肯定した原審の有罪判決が破棄され第原審の有罪判決が破棄され第一審の無罪判決が維持された事例—板橋強制わいせつ事件上告審判決	原判決破棄 控訴棄却	本判決は、本件被害者のように年少者の場合は被暗示性が強いことを指摘し、その供述の信用性は慎重に吟味する必要があることを述べた上、①捜査段階の面通しにおいて暗示を受けた可能性を否定できないこと、②本件の被害事實を最初に同級生に話したという事情があり、そこで会話を通じて犯人特定のための具体的な暗示を受けたのではないかとの疑いを否定できないこと、③他の者の二審証言について、その信用性には重大な疑問があること、④被害者の供述が一審よりも二審の方が詳細、強固なものとなっているが、これをそのとおり信用することには問題があること等を指摘し、被害者の供述の信用性が高いとした二審の判断は是認できないとした。また、本件においては、被告人に面通しをする前の犯人特定に関する被害者の供述が保全されていなかったという事情も存在した。	判タ713, p75 判時 1331, p145

文献研究 引用・参考文献リスト(1973年～1992年)

著者・筆者	著者・筆者フリガナ	発行年	著書・論文等タイトル	編著者名	著書名・雑誌名(巻号)	ページ	出版社
中谷瑾子	ナカタニキンコ	1973	子殺しに対する法の役割-とくに刑法の視座からのアプローチ-	阿部浩二ほか	現代家族法体系3巻	363-382	有斐閣
来栖瑛子	クレスエイコ	1973	子殺しの実態	阿部浩二ほか	現代家族法体系3巻	341-362	有斐閣
石川稔	イシカラミノル	1973	児童虐待-その法的対応-	阿部浩二ほか	現代家族法体系3巻	305-340.	有斐閣
全国社会福祉協議会養護施設協議会	ゼンコクシャカイフクシキョウギカイヨウ ゴシセツキョウギカイ	1979	養護施設児童の人権侵害に関する調査	全国社会福祉協議会養護施設協議会	児童養護一国際児童年特集号		
全国社会養護施設協議会	ゼンコクシャカイヨウゴシセツキョウギカイ	1980	親権と子どもの人権	全国養護施設協議会編			
米倉明	ヨネクラアキラ	1981	子どもの虐待(一)		月刊法学教室10号	119-128	有斐閣
米倉明	ヨネクラアキラ	1981	子どもの虐待(二)		月刊法学教室11号	114-122	有斐閣
野田愛子 他	ノダアイコ ホカ	1981	座談会「親による子どもの虐待事件をめぐってーその実例・背景・対策」		ケース研究187号	12-32	財団法人法曹会
大内津江子	オオウチツエコ	1981	親権の濫用と著しく不行跡があった場合の親権喪失の宣告承認の一事例	厚生省児童家庭局	児童相談事例集13	175-190	日本児童福祉協会
中谷瑾子	ナカタニキンコ	1981	ボワソナドと謙抑主義—近親相姦非犯罪化のルーツ		時の法令1101号	2-3	大蔵省印刷局
内藤道興	ナイトウミチハル	1981	幼児虐待(Child Abuse)の研究		犯罪学雑誌47巻5.6巻	207-222	日本犯罪学会
浅見公子	アサミキコミ	1982	アメリカにおける子どもの虐待・遺棄の事例		成城法学12号	103-126	成城大学法学会
中村好子	ナカムラヨシコ	1982	子の虐待—子どもと法律(入門・生きた家族法<特集>)		法学セミナー328号	50-54	日本評論社
山田文夫	ヤマダフミオ	1982	懲戒権の限界		社会科学研究10巻2号	103-116	中京大学社会科学研究所
神田瑞穂	カンダミズホ	1982	日本法医学会課題調査報告VII		日本法医学雑誌36巻5号	768-790	日本法医学会
湯沢雍彦	ユザワヤスヒコ	1982	養護施設児童の親に対する親権の制限	明山和夫 ほか	現代家族法の課題と展望:太田武男先生還暦記念	211-226	有斐閣
許斐有	コノミュウ	1982	要養護児童の親権問題		ソキエタス9巻	46-59	駒澤大学大学院 社会学研究会
藤本和男	フジモトカズオ	1982	家庭内暴力—子どもと法律(入門・生きた家族法<特集>)		法学セミナー328号	46-49	日本評論社
熊谷文枝	クマガヤフミエ	1983	アメリカの家庭内暴力 一子ども・夫・妻・親虐待の実態				サイエンス社
西川祐一	ニシカワユイチ	1983	親の性的暴行		小児看護6巻6号	728-734	へるす出版
家庭裁判所調査官研修所	カティサイパンショチョウサケンキュウ ジョ	1983	家事事件の調査方法についての研究(増補版)			461-466	財団法人 法曹会
棚村政行	タナムラマサユキ	1983	子の引渡しをめぐる紛争と人身保護法	森泉章 他	現行民法学の基本問題—内村尚三・黒田三郎・石川利夫先生還暦記念(下)	191-221	第一法規出版
内山 純子・小長井 賀与・安部 哲夫	ウチヤマアヤコ・コナガイカヨ・アベ テツ オ	1983	女性による新生児殺の研究		犯罪社会学研究8号	172-186	日本犯罪社会学会
中谷瑾子	ナカタニキンコ	1983	被虐待児と法律		小児看護6巻6号	735-743	へるす出版
辰沼利彦(他)	タツヌマトシヒコ	1983	わが子殺し108例の処分結果		犯罪学雑誌49巻1号	25-32	日本犯罪学会
慶應義塾大学法学部女性犯罪研究会	ケイオウギジュクダイガクホウガクブ ジョセイハイザイケンキュウカイ	1983	女性による殺人事例の研究-1-		法学研究(慶應大学)56巻6号	1213-1247	慶應義塾大学法学研究会
岩井 宜子	イワイヨシコ	1983	女性による殺人事例の研究-2-女性による殺人罪の量刑		法学研究(慶應大学)56巻8号	1213-1247	慶應義塾大学法学研究会
内山純子・山岡一信	ウチヤマアヤコ・ヤマオカカズノブ	1984	子殺し・配偶者殺しの男女別犯行特性		科学警察研究報告 防犯少年編 25巻1号	82-87	科学警察研究所
石原慶子	イシハラ ケイコ	1984	子殺し女子受刑者の研究		犯罪心理学研究21巻1・2号	11-24	日本犯罪心理学会

中谷謹子	ナカタニキンコ	1984	児童虐待と刑事規制の限界	平場安治 ほか	団藤重光博士古稀祝賀論文集第3巻	209-251	有斐閣
内山絢子・山岡一信	ウチヤマアヤコ・ヤマオカカズノブ	1984	女性による殺人の実態		科学警察研究所報告 防犯少年編25巻1号	70-81	科学警察研究所
小野幸二	オノコウジ	1984	親権喪失原因としての著しい不行跡—判例および外国法を中心に—	大東文化大学法学部創設十周年記念事業実行委員会	大東文化大学法学部創立十周年記念論文集	219-256	有斐閣
石川稔	イシカラミノル	1984	親権法の問題点と課題		ケース研究201号	2-20	家庭事件研究会
中谷謹子	ナカタニキンコ	1984	性行為に関する刑事規制の限界—とくに姦通罪と近親相姦について—		杏林社会科学研究1巻1号	11-28	
厚生省児童家庭局	コウセイショウジドウカティキョク	1984	養護児童等実態調査結果の概要				
広瀬勝世	ヒロセカツヨ	1985	嬰児殺—その精神医学的考察		新しい家族6号	59-68	養子と里親を考える会
村田健二	ムラタケンジ	1985	嬰児殺についての若干の感想		犯罪学研究誌9号	80-85	早稲田大学犯罪学研究会
我妻 洋	ワガツマヒロシ	1985	家族の崩壊				文藝春秋
関口博久・白橋宏一郎	セキグチヒロヒサ	1985	近接領域と連携上の問題	白橋宏一郎ほか	児童精神科臨床5		星和書店
鈴木隆史・石川稔	スズキタカシ・イシカラミノル	1985	子の監護制度	山畠正男・泉久雄	演習民法(親族)	276-286	青林書院
佐藤敏子	サトウトシコ	1985	里親と親権をめぐって 里親の立場から(精神里親運動)		新しい家族7号	57-61	養子と里親を考える会
中川良延	ナカガワヨシノブ	1985	里親と親権をめぐって 法律的側面から(精神里親運動)		新しい家族7号	62-72	養子と里親を考える会
日本児童問題調査会	ニホンジドウモンダイチョウサカイ	1985	児童虐待 昭和58年度・全国児童相談所における家庭内児童虐待調査を中心として				日本児童問題調査会
井垣 章二	イガキショウジ	1985	児童虐待の家族と社会		評論・社会科学26号	1-45	同志社大学人文学会
吉田恒雄	ヨシダツネオ	1985	児童福祉法における監護者の地位-施設収容等の措置に対する同意権を中心に-		明星大学経済学研究紀要17巻	40-49	明星大学経済学科研究室
厚生省児童家庭局	コウセイショウジドウカティキョク	1985	昭和48年度・児童の虐待、遺棄、殺害事件に関する調査結果について		児童虐待 昭和58年度・全国児童相談所における家庭内児童虐待調査を中心として		
辻朗	ツジアキラ	1985	親権喪失申立てと財産管理権喪失宣告—長崎家佐世保支那昭和59年3月30日—		判例タイムズ36巻20号	244-247	判例タイムズ社
藤井和子	フジイカズコ	1985	性的虐待とその家族		精神衛生研究32	27-37	国立精神衛生研究所
菊田昇	キクタノボル	1985	日本の子殺し—その原因と対策		ジュリスト847号	39-44	有斐閣
菊田昇	キクタノボル	1985	日本の子殺しの特殊性		新しい家族6号	50-58	養子と里親を考える会
東直美	アズマナオミ	1985	日本の母親と子殺し		犯罪学研究誌9号	46-49	早稲田大学犯罪学研究会
全国社会福祉協議会養護施設協議会	ゼンコクシャカイフクシキョウギカイヨウゴシセツキョウギカイ	1985	養護施設児童の人権侵害に関する調査	全国社会福祉協議会養護施設協議会	児童福祉年報1984・85年度版		
池田由子	イケダヨシコ	1985	わが国における児童虐待の現状	日本家族社会と法学会	家族社会と法創刊号	18-26	日本加除出版
日本児童問題調査会	ニホンジドウモンダイチョウサカイ	1985	児童虐待 昭和58年度・全国児童相談所における家庭内児童虐待調査を中心として				
越永重四郎・高橋 重宏	コシナガ ジュウシロウ・タカハシシゲヒロ	1985	戦後39年間の東京都23区内における心中の実態		厚生の指標32巻15号	10-21	厚生統計協会
全国児童相談所長会	ゼンコクジドウソウダンショウカイ	1985	全児相(別冊)養護相談調査集計報告書				
塩野寛	シオノヒロシ	1985	被虐待児症候群の剖検例12例の法医学的検討	日本法医学会	日本法医学雑誌39巻5号	392-397	日本法医学会
中谷謹子	ナカタニキンコ	1986	子どもの人権と刑事規制—刑法・少年法・児童福祉法・青少年保護条例		ジュリスト増刊総合特集 子どもの人権43号	29-35	有斐閣
山下克知	ヤマシタカツカ	1986	児童虐待について	関西大学法学	関西非行問題研究11号	9-15	関西非行問題研究会
中谷謹子	ナカタニキンコ	1986	刑事規制の限界に関する—考察—子どもの人権保障の視点から		法学研究(慶應大学)59巻11号	1-38	慶應義塾大学法学研究会
関口博久・小野寺久美子・菊池陽子・滝井泰孝・福田忠夫・安井由紀・糸川文雄	セキグチヒロヒサ	1986	児童虐待の実態調査および予後にに関する研究(第1報)		安田生命社会事業団研究助成論文集22号N.O.2	85-96	

山下克知	ヤマンタカツタカ	1987	アメリカにおける児童虐待と法的処理の問題	関西外国语大学、関西外国语大学短期大学部	関西外国语大学研究46号	17-26	関西外国语大学
秋元美世	アキモトミヨ	1987	虐待児の保護をめぐるイギリスの裁判手続き	判例タイムズ社	判例タイムズ626号	78-83	海口書店
池田由子	イケダヨシコ	1987	児童虐待一ゆがんだ親子関係(中公新書829)				中央公論社
ハワード・デボラ	ハワード・デボラ	1987	児童虐待事件とその救済・米国アラスカ州における児童保護訴訟手続の概要		少年補導32巻(通巻375)6号	48-54	大阪少年補導協会
佐藤伸一	サトウシンイチ	1987	児童史研究への試み—子殺しを中心として		金城学院大学論集126号	25-43	金城学院大学
小野幸二	オノコウジ	1987	親権喪失原因としての親権濫用—身上監護権の濫用を中心に—	中川淳先生還暦祝賀論集刊行会	現代社会と家族法：中川淳先生還暦祝賀論集	313-344	日本評論社
早川武夫	ハヤカワタケオ	1987	性犯罪と子供たち(アメリカ法の最前線)	日本評論社	法学セミナー386号	10-11	日本評論社
許斐有、鈴木博人、薮本知二	コノミユウ、スズキヒロヒト、ヤブモトモジ	1987	山根古希記念 家族と福祉の未来 現代家族と社会福祉への提言	山根常男監修 本村汎・高橋重宏編		84-119	全国社会福祉協議会
西村克彦	ニシムラ カツヒコ	1987	親殺し、子殺しに対する国民意識(司法関係機関に対する信頼と期待—犯罪と処遇に関する世論調査から<特集>)		法律のひろば40巻3号	4-10	ぎょうせい
滝井泰孝・閑口博久	タキイヤスタカ・セキグチヒロヒサ	1987	性的虐待について—仙台少年鑑別所に収容された9例を通して		児童青年精神医学とその接近領域28巻5号	290-298	日本児童青年精神医学会
中村・片倉・高和	ナカムラ・カタクラ・タカワ	1987	被虐待児Ⅱ	東京都児童相談センター	児童相談9	132-135	
松井一郎ら	マツイイチロウ ホカ	1988	親子関係の失調に関する社会病理的研究—小児医療の場における被虐待児の実態—	高石昌弘	家庭保健と小児の成長・発達に関する総合的研究	155-166	
樋口範雄	ヒグチノリオ	1988	親子と法-日米比較の試み				弘文堂
丹野喜久子	タンノキクコ	1988	施設長の親権代行権をめぐって—児童福祉法第47条の規定を検討する—		新しい家族13号	10-24	養子と里親を考える会
T.J.シュタイン・家庭養護促進協会ほか	ティージェイ・シュタイン・カティヨウゴン クシンキョウカイ ホカ	1988	児童福祉インテーク				ミネルヴァ書房
許斐有	コノミユウ	1988	児童福祉法上の親権規定の成立・展開過程		淑徳大学研究紀要22号	43-62	淑徳大学
石川稔	イシカワミノル	1988	児童保護と法制度(確認)上の問題点(子ども置き去り事件を考える<特集>)		ジュリスト923号	4-11	有斐閣
中野弘子	ナカノヒロコ	1988	親権喪失の認められたある虐待のケースについて	厚生省児童家庭局	児童相談事例集20集	313-325	日本児童福祉協会
全国児童相談所長会	ゼンコクジドウソウダンショジョウカイ	1988	全国児童相談所における家庭内虐待調査				
全国児童相談所長会	ゼンコクジドウソウダンショジョウカイ	1989	「子どもの人権侵害例の調査及び子どもの人権擁護のための児童相談所の役割について(の確認)意見調査」の報告		全児相47号	47-74	
手嶋昭子	テジマアキコ	1989	家族間の紛争に対する法の介入—アメリカにおける児童虐待を中心に	日本法社会学会	法社会学41巻	186-190	有斐閣
渡辺靖昭・伊藤正信・高橋めぐみ・牧口俊一・吉村信義	ワタナベヤスアキ ホカ	1989	家庭復帰を拒否する被虐待児の要保護性について—家事審判と親の意思にかかわって—	厚生省児童家庭局	児童相談事例集21集	79-95	日本児童福祉協会
大阪市中央児童相談所	オオサカソチュウオウジドウソウダンショ	1989	紀要—特集 児童虐待の処遇について— 1989				大阪市中央坂児童相談所
柏女靈峰	カシワメレイホウ	1989	児童虐待(上)		厚生福祉 平成元年7月19日	2-6	
柏女靈峰	カシワメレイホウ	1989	児童虐待(下)		厚生福祉 平成元年7月21日	2-5	
吉田恒雄	ヨシダツネオ	1989	児童相談所長による親権喪失の申立		明星大学経済学研究紀要21巻1号	9-20	明星大学経済学科研究室
丹野喜久子	タンノキクコ	1989	児童福祉法第47条の今日的検討とその課題		埼玉純真女子短期大学研究紀要5号	75-109	
許斐有	コノミユウ	1989	児童福祉法による親権の制限 一保護者による児童虐待等の場合の強制的措置一		淑徳大学研究紀要23号	71-89	淑徳大学
松井一郎ら	マツイイチロウ ホカ	1989	小児医療の場における被虐待児の実態	高石昌弘	家庭保健と小児の成長・発達に関する総合的研究	265-280	

仲根泰子	ナカネヤスコ	1989	性的虐待によるヒステリー発作が頻発し施設措置に至った事例—児福法第28条1項1号による審判の申立てを中心として—	厚生省児童家庭局	児童相談事例集21集	149—161	日本児童福祉協会
清水隆則	シミズタカノリ	1989	性的児童虐待ケースに対する体系的処遇 一英米の実践例—	ソーシャルワーク研究所	ソーシャルワーク研究15巻2号	141—148	相川書房
早川武夫	ハヤカワタケオ	1989	胎児虐待と胎児権(アメリカ法の最前線)		法学セミナー420号	8—9	日本評論社
菊田昇	キタノボル	1989	日本の“貰い子殺し”について		法と秩序19巻5号	26—34	
清水隆則	シミズタカノリ	1989	被虐待児に対する保護法制のあり方		社会福祉学30巻(通巻41)2号	137—161	日本社会福祉学会
大阪児童虐待調査研究会	オオサカジドウギャクタイチヨウサケンキュウ	1989	被虐待児のケアに関する調査報告書		大阪府委託調査研究報告		
生島浩	ショウジマ ヒロシ	1989	非行・児童虐待と家族	日本家族研究・家族療法学会	家族療法研究6号2巻	115—120	金剛出版
中村雅彦・鷲尾雅裕	ナカムラマサヒコ・タカオマサヒロ	1989	児童の問題行動と被虐待との関連性に関する研究—臨床心理学の観点からの接近の試み		愛媛大学教養部紀要22巻1号	21—39	愛媛大学教養部
岡本美紀	オカモトミキ	1990	家庭内虐待—子供虐待 (Violence in the Family:Child Abuse)		比較法雑誌24巻(通巻70)1号	118—126	日本比較法研究所
興津進康	オキツノブヤス	1990	児童虐待 児童相談所の対応		少年補導35—11	12—19	大阪少年補導協会
山縣文治	ヤマガタフミハル	1990	児童虐待に対する援助システムの課題		研究紀要・大阪市立大学社会福祉研究会7巻	13—23	大阪市立大学社会福祉研究会
床谷文雄	トカニフミオ	1990	児童虐待により里子が昏睡状態に陥った場合に、あつせん監督機関である州及び都の職員に重大な過失と故意的無関心があれば、安全な監護を求める里子の憲法上の権利を侵害したものとして、42U.S.C.=1983による責任を負う—Taylor By Through Walker v.Ledbetter,818F.2d 791(11th Cir.1887)		アメリカ法1号	125—131	日米法学会
日本弁護士連合会	ニホンベンゴシンゴウカイ	1990	親権をめぐる法的諸問題と提言—親による子どもの人権侵害防止のために—		自由と正義41巻1号	101—113	日本弁護士連合会
大阪府児童虐待対策検討会議	オオサカフジドウギャクタイタイサクケントカイギ	1990	被虐待児童の早期発見と援助のためのマニュアル(第1次版)	大阪府児童虐待対策検討会議			大阪府
上出弘之	カミデヒロユキ	1990	わが国における児童虐待の実態と対応	日本家族心理学会	家族心理学年報8巻	209—223	金子書房
厚生省児童家庭局	コウセイショウジドウカティキョク	1990	養護児童等の実態—養護児童等実態調査結果報告書(平成62年度)—				
藤本哲也	フジモトツツヤ	1991	The Child Abuse in Japan	日本比較法研究所	比較法雑誌24巻3号	1—44	弘文堂
秋山正弘	アキヤママサヒロ	1991	基調報告 児童虐待について(豊かな社会の中の生存権—眞の生存権を求めて<特集>)		法と民主主義259号	15—18	日本民主法律家協会
藤本哲也	フジモトツツヤ	1991	日本における児童虐待の実態調査とその結果について(下)		白門43巻3号(中央大学通信教育部)	30—41	中央大学通信教育部
藤本哲也	フジモトツツヤ	1991	日本における児童虐待の実態調査とその結果について(上)		白門43巻2号	6—21	中央大学通信教育部
泉薰・岩佐義彦・許末恵・吉田恒雄他	イズミカオル・イワサヨシヒコ・キヨスエ・ヨシダツネオ ホカ	1992	児童虐待—家族の機能障害と司法の課題<特集>		法と民主主義267号	2—39	日本民主法律家協会
泉薰	イズミカオル	1992	児童虐待と親権(子どもの権利条約<特集>)—弁護士が見た子どもの現状—権利条約にてらして		自由と正義42巻2号	22—27	日本弁護士連合会
米倉明	ヨネクラアキラ	1989	児童虐待等に対する援助方策の開発に関する研究	厚生科学研究	厚生科学研究総括研究報告書		
稻村博	イナムラヒロシ	1978	子殺し その精神的病理				誠信書房
佐々木保行	ササキヤスユキ	1980	日本の子殺しの研究				高文堂出版
中谷謹子	ナカタニキンコ	1982	子殺し・親殺しの背景<親知らず・子知らずの時代>を考える				有斐閣
石川稔	イシカワミノル	1986	家族法の中の子ども—子どものための家族法とは	有斐閣	シリスト増刊総合特集 子どもの人権43号	142—149	有斐閣

<資料4>

日本における児童福祉に関する年表 -児童虐待防止を中心に- 1980年～1990年		年月	東京都・大阪府・大阪市の動向
年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年月
1960:		1962年 小児科医(米国)ケンプ(C. H. Kempe)らが、バタードチャイルドシンドローム("The Battered child syndrome")「被虐待児症候群」の論文を発表	
1970:		1979年 国際児童年	
1980:	1	厚生省「3歳児の親への『健全育成調査』まとめ」	
	3	児童福祉施設最低基準改正(自閉症児施設新設)	
	11	厚生省「ベビーホテル実態調査」実施(報告は昭和56年1月)	
1981:	4	児童福祉法第33次改正(無認可児童福祉施設に対する報告微収・立ち入り調査の権限を設けたこと等(いわゆるベビーホテルの規制強化))	
	4	「ベビーホテル問題に対応するための乳児院の活用等について」児発第391号 各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省児童家庭局長通知	
	7	厚生省「無認可保育施設に対する指導基準を設定」	
	7	「夜間保育の実施について」児発第635号 各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省児童家庭局長通知	
	8	「延長保育特別対策の実施について」児発第717号 各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省児童家庭局長通知	
	12	厚生白書「ベビーホテル問題」記載	
1982:	7	行政管理庁「ベビーホテル対策に関する調査」実施(昭和58年8月報告)	1982
	8	戸塚ヨットスクールの訓練生2名(当時いずれも15歳)が校長・コーチ陣からの体罰を恐れ、フェリーから脱走し死亡(監禁致死)	養護児童グループホーム事業開始(東京都)
	10	「父子家庭介護人派遣事業」創設(母子家庭を対象の介護人派遣事業を父子家庭に拡大)	5 東京都非行問題専門相談室設置(東京都 児童相談センター、1989(平成1)年4月に児童問題専門相談室に改称)
	12	教護院における事故防止について」児育第27号 各都道府県・指定都市市民生主管部(局)長宛 厚生省児童家庭局育成課長通知	9 非行問題検討委員会PT発足(東京都 児童相談センター)
	戸塚ヨットスクールに入校したばかりの訓練生(当時13歳)死亡(傷害致死)	10 警視庁・少年非行総合対策委員会を設置(東京都)	
1983:	4	「すこやかテレホン事業」創設(都市児童健全育成事業)	
	4	葛生市における妻子殺人放火事件(保険金自立てで妻と長男(当時3歳)、次男(当時7ヶ月)を殺害)	
	5	全国養護施設協議会「親の離婚と子どもの人権についての調査」結果発表(深刻さが露呈される)	
	6	愛知県警・戸塚ヨットスクール校長・コーチら傷害致死罪等で逮捕	
	7	厚生省「健全母性育成事業」創設	
	8	行政管理庁・厚生省に対し「ベビーホテル対策に関する調査結果報告書」を提出、改善意見を勧告	
	12	厚生白書「児童相談所における相談件数」の記載(相談内容受付件数:養護相談とは保護者の病気、既婚等による養育困難児、棄児、被虐待児等養育環境上問題のある児童に関する相談を言う)1983年～1988年まで記載	
		日本児童問題調査会による「児童虐待 昭和58年度・全国児童相談所における家族内児童虐待調査を中心として」児童虐待調査が実施される(報告書の発行、昭和60年1月)	
1984:	4	文部省・小学校でのいじめについての初めての教師用手引書「児童の友人関係をめぐる指導上の諸問題」を作成	1984 4 警視庁 初のいじめ実態調査を報告、前年の小・中・高校におけるいじめ事件は531件・被指導者1920人・自殺者7人とわかる。(東京都)
	6	子ども家庭相談事業創設(児童センター・児童館等)	4 東京都自立支援ホーム事業開始(東京都)
	6	「子ども家庭相談事業の実施について」児発第480号 各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省児童家庭局長通知	
1985:	2	名古屋の児童相談所・一時保護所の少女2名宿直保母を殺し逃走	1985 5 警視庁・少年相談室や東京都内の少年センターに「いじめ相談センター」を開設(東京都)
	4	文部省・いじめの実態を把握するため「児童生徒の問題行動に関する検討会議」を発足	
	4	「家庭児童相談室の設置・運営について」児育第14号 各都道府県・指定都市市民生主管部(局)長宛 厚生省児童家庭局育成課長通知	
	5	児童扶養手当法改正(所得制限強化)	
	6	両親に信教上の理由から輸血拒否された小学生が出血多量(交通事故)で死亡	
	7	地方公共団体の事務に係わる国の閣与等の整理合理化等に関する法律(児童相談所の設置形態等について)	
	10	「いじめ」の問題に関する臨時教育審議会長談話」が発表される	
	10	日本弁護士連合会第28回人権擁護大会で「学校生活と子どもの人権に関する宣言」を採択	
	11	「児童の『いじめ』問題に関する相談活動の充実について」児発第904号 各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省児童家庭局長通知	
	11	「児童の『いじめ』問題に関する相談活動の充実について」(同上内容)児育第38号 各都道府県・指定都市市民生主管部(局)長宛 厚生省児童家庭局育成課長通知	
	12	厚生省・離婚制度等研究会報告書公表	

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
1986	2	東京・中野区の中学生「俺だってまだ死にたくない、だけどこのままじゃ生き地獄になっちゃう」と遺書を残し首吊り自殺(その後校内でいじめの実態が明らかに、葬式ごっこに先生も寄せ書きする)	1986	4	子どものためのショートステイホーム事業開始・夏、冬休み等を養育家庭で過ごす(東京都)
	8	「児童福祉事業適正化対策特別事業について」児発第21号 各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省児童家庭局長通知			
	9	地域児童健全育成推進事業			
	12	児童福祉法第42次改正(昭和62年4月1日施行)「地方公共団体の執行機関が国の機関として行なう事務の整理及び合理化に関する法律」機関委任事務の一部団体事務化			
	12	法務省「いじめなお増加、言葉によるもの34%暴力29%」と発表			
	12	国連総会「国内、国際間の里親および養子制度を主眼とした児童の保護と福祉についての社会的法律的原則に関する宣言」採択			
1987	1	「児童福祉法施行令等の一部を改正する政令(児童家庭局関係)の施行等について」児発第21号 各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省児童家庭局長通知			
	1	「児童福祉法施行令等の一部を改正する省令(児童家庭局関係)の施行等について」児発第54号 各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省児童家庭局長通知			
	2	Child Abuse研究会発足 保健・医療・福祉関係者を中心とした現場における実践のための研究活動をしてきた「Child abuse研究会」は1994年に児童虐待防止協会の二つの事業として位置(合併)づけられる			
	3	日本弁護士連合会「子どもの人権救済の手引」を刊行(体罰いじめ、登校拒否、校則などの問題を取り上げる)			
	3	「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(児童家庭局関係)の施行について」児発第141号 各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省児童家庭局長通知			
	5	「児童福祉施設(児童家庭局所管施設)における施設機能強化推進費について」児発第450号 各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛 厚生省児童家庭局長通知			
	5	「養護施設および虚弱児施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」児発第453号 各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛 厚生省児童家庭局長通知			
	5	「社会福祉士及び介護福祉士法」成立			
	8	学者と弁護士等による「子どもの人権」研究会発足			
	9	教育庁「児童・生徒のいじめの実態調査」結果発表			
	10	「里親等家庭養育の運営について」厚生省発児第138号各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生事務次官通知 「里親等家庭養育運営要綱」(里親家庭における養育児童の基本的な生活習慣を確立し健全な身体及び豊かな情操と社会性をもつた人間となるよう、必要な監護教育等を行い、誠実に養育すること。)			
	10	「里親等家庭養育運営要綱の実施について」(同上運営要綱の実施に関する留意事項)児発第901号 各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省児童家庭局長通知			
	10	「養子縁組あっせん事業の指導について」児発第902号 各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省児童家庭局長通知			
	11	「特別養子制度における家庭裁判所との協力について」児育第27号 各都道府県・指定都市民生主管部(局)長宛 厚生省児童家庭局育成課長通知			
1988	1	「特別養子制度」実施(民法の一部改正)	1988	10	大阪府の委託をうけて大阪児童虐待調査研究会発足
1	JR大宮駅コインロッカー内殺人、死体遺棄事件 (バラバラ死体が発見され、警察の捜索によりコインロッcker内から嬰児の死体が発見された。)				
3	「児童養護入所児童のうち中学校卒業後就職する児童に対する措置の継続等について」児発第266号 各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省児童家庭局長通知				
5	「自立相談援助事業の実施について」児発第464号 各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省児童家庭局長通知				
5	「児童福祉施設退所児童指導実施要綱の運用について」児発第465号 各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省児童家庭局長通知				
5	「家庭養育推進事業の実施について」児発第466号 各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省児童家庭局長通知				
7	少年3人による幼女殺害の傷害致死、死体遺棄事件(西巣鴨置き去り事件)				
1989	2	養護施設全児童の実態調査発表(入所理由は虐待・放任が約1割と増加傾向)	1989	3	「被虐待児のケアに関する調査報告書」発行(大阪児童虐待調査研究会)
2	『提言 新たな「児童家庭福祉」の推進をめざして』発表(児童家庭福祉懇談会・全国社会福祉協議会)		6	『紀要一特集・児童虐待の処遇について』発行(大阪市)発行	
3	厚生白書「子どもと家庭:出生率の低下、家庭の姿の変化、家庭支援と新たな地域づくり」の記載				
3	「長寿社会における子ども・家庭・地域」と題する「平成元年版厚生白書」発行(出生率の低下や家庭の子育て機能低下を踏まえ、行政の支援強化を打ち出す)				
4	「養護施設入所児童等の高等学校への進学の実施について」児発第265号の6 各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省児童家庭局長通知				
4	「教護院入所児童の高等学校進学の取扱いについて」児発第265号の7 各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省児童家庭局長通知		10	児童虐待対策検討会議設置(大阪府)	
5	「家庭支援相談等事業の実施について」児発第401号 各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省児童家庭局長通知				
5	「都市児童特別対策モデル事業の実施について」児発第407号 各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省児童家庭局長通知				
5	長野県・本城村青木峠における幼児、女性バラバラ殺人、死体遺棄事件(父親が妻と長男(当時2歳)を殺害)				
11	「教護院入所児童の処遇計画の作成について」児育第25号 各都道府県・指定都市民生主管部(局)長宛 厚生省児童家庭局育成課長通知				
11	国連総会「児童の権利に関する条約」採択				
12	厚生省「新しい児童の母子保健を考える研究会」報告書発行				

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
1990	3	児童虐待防止協会設立－大阪(代表、薮内百治 大阪府立母子保健総合医療センター長)	1990	3	「被虐待児童処遇マニュアル」作成(大阪府)
	3	「児童相談所運営指針」改訂		3	児童虐待防止制度研究会発足(大阪弁護士会)
	3	中央児童福祉審議会保育対策部会「保育所保育指針について」意見書中(保育の目標や方法を定めた保育所保育指針の改定案をまとめる)		3	被虐待児地域処遇モデル化事業開始(大阪府)
	4	子どもの虐待ホットライン開設(児童虐待防止協会－大阪)		11	「被虐待児童の早期発見と援助のためのマニュアル」発行(大阪府児童虐待対策検討会議)
	4	中央社会福祉審議会・身体障害者福祉審議会・中央児童福祉審議会答申(福祉八法改正関係)			
	6	「児童福祉施設(児童家庭局所管施設)における入所児童(者)処遇特別加算費について」児発第475号の6 各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省児童家庭局長通知			
	8	「健やかに子供を生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」設置			
	8	「1989年の人口動態統計の概況」で女性一人あたりの平均出産数(合計特殊出世率)がこれまで最低の1.57と発表			
	9	政府は「児童の権利に関する条約」に署名			
	9	子供のための世界サミット行なわれる(国連本部・ニューヨーク)			
	12	文部省「学校不適応対策調査研究協力者会議」の中間報告(これまで個人や家庭の問題としてとらえがちだった登校拒否について、初めて「特定の子どもだけの問題ではなく、学校、家庭、社会全体のあり方にかかわる問題とし、どの子にもおこりうる問題」との見方を打ち出す)			
出典:					
警察庁編『警察白書』昭和59－平成3年版 大蔵省印刷局					
厚生省編『厚生白書』昭和55－平成3年版 厚生問題研究会					
高橋重宏・網野武博・柏女盡峰編著(1996)「戦後の児童福祉の歩み」ハイライト『子ども家庭白書』川島書店					
児童虐待防止協会(2000)『10周年記念誌 支えられて10年－児童虐待防止協会の歩み』					
厚生省児童家庭局企画課監修(1998)『児童相談所運営指針』日本児童福祉協会					
厚生省児童家庭局編(1988)『児童福祉四十年の歩み』日本児童問題調査会					
『福祉保健局事業概要』平成16年版(2004) 東京都福祉保健局総務部総務課					
『東京都児童相談センター20年の足跡』(1995) 東京都福祉局児童相談センター					
『子どもと家庭・女性福祉、母子保健、小児医療施策概要』(2005) 東京都福祉保健局少子社会対策部計画課					
全国社会福祉協議会編『児童福祉年報』(1987)1986-87年度版					
日本子どもを守る会編『子ども白書』1984-1986年版 草土文化					
日本子どもを守る会編『子ども生活関係年表』(1985・4から1986・3)『子ども白書』1986年版 草土文化					
山縣文治(1983)「ベビーホテル対策をめぐる評価－夜間保育所を中心として－」『社会福祉学』24巻2号日本社会福祉学会					

<資料5-1>

親権又は管理権の喪失の宣告及びその取消し—全国家庭裁判所(1948年～2002年)

	受理			既済						未済
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	移送	その他	
昭和23年			229	146	55	7	80	4		83
24			258	247	110	15	117	5		90
25			246	241	86	28	125	2		97
26			261	262	82	22	153	5		96
27	501	96	405	387	127	35	217	8	-	114
28	452	114	338	314	98	28	175	12	1	138
29	731	137	594	558	152	34	352	15	5	173
30	568	173	395	436	115	26	275	14	6	132
31	414	132	282	306	87	20	194	4	1	108
32	333	108	225	211	48	8	147	6	2	122
33	366	122	244	253	84	16	139	8	6	113
34	295	113	182	185	40	13	125	4	3	110
35	266	110	156	178	53	8	113	3	1	88
36	226	88	138	150	34	11	99	2	4	76
37	211	76	135	136	31	5	100	-	-	75
38	221(5)	75(2)	146(3)	136(3)	34	-	97	2	3	85(2)
39	176(2)	85(2)	91(-)	109(2)	24	8	74	2	1	67(-)
40	203(6)	67(-)	136(6)	125(1)	31	3	90	1	-	78(5)
41	177(5)	78(5)	99(-)	115(-)	23	11	81	-	-	62(5)
42	159(6)	62(5)	97(1)	104(1)	14	6	80	3	1	55(5)
43	151(10)	55(5)	96(5)	89(2)	11	16	60	1	1	62(8)
44	159(10)	62(8)	97(2)	98(2)	27	7	61	2	1	61(8)
45	150(11)	61(8)	89(3)	80(4)	6	7	64	3	-	70
46	129(12)	70(7)	59(5)	84(7)	25	2	54	3	-	45(5)
47	157	45	112(1)	93	16	5	59	7	6	64
48	147	64	83(2)	85	12	4	65	2	2	62
49	136	62	74(5)	87	21	3	63	-	-	49
50	151	49	102(-)	78	17	3	57	-	1	73
51	170	73	97	99	10	14	74	-	1	71
52	156	71	85(9)	106	14	2	87	2	1	50
53	144	50	94(9)	100	18	8	74	-	-	44
54	140	44	96(11)	87	10	3	73	1	-	53
55	135	53	82(2)	86	12	7	65	-	2	49
56	136	49	87(-)	87	13	5	68	1	-	49
57	130	49	81(2)	88	14	5	66	3	-	42
58	115	42	73(1)	71	19	5	46	1	-	44
59	113	44	69(6)	77	18	3	56	-	-	36
60	110	36	74(1)	77	13	7	54	2	1	33
61	98	33	65(2)	61	10	6	41	1	3	37
62	125	37	88(2)	72	14	6	52	-	-	53
63	145	53	92	90	7	11	71	-	1	55
平成元年	160	55	105(1)	111	16	9	82	4	-	49
2	130	49	81(7)	65	10	6	49	-	-	65
3	164	65	99(3)	112	23	7	65	10	7	52
4	134	52	82(6)	82	8	11	61	-	2	52
5	106	52	54(1)	71	5	12	53	-	1	35
6	147	35	112(1)	82	3	6	71	2	-	65
7	131	65	66(9)	97	15	10	58	2	12	34
8	156	34	122(-)	103	13	19	70	-	1	53
9	161	53	108(3)	107	21	8	77	-	1	54
10	166	54	112(1)	102	18	11	71	1	1	64
11	152	64	88	100	20	12	67	-	1	52
12	160	52	108	109	13	11	82	-	3	51
13	153	51	102	89	17	8	63	-	1	64
14	194	64	130	142	17	18	100	-	7	52

()内は涉外事件の内数

資料:『司法統計年報 3家事編』昭和27～平成14年 最高裁判所事務総局

昭和23～26年については昭和27年版を参照

空欄については記載なし

<資料5-2>
児童福祉法28条の事件

	受理			既済					未済
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	移送	
昭和27年	6	-	6	6	6	-	-	-	-
28	10	-	10	7	2	-	5	-	3
29	9	3	6	7	3	-	4	-	2
30	8	2	6	4	4	-	-	-	4
31	12	4	8	10	3	-	5	-	2
32	12	2	10	9	7	-	2	-	3
33	16	3	13	10	5	-	4	-	1
34	14	6	8	7	7	-	-	-	6
35	12	7	5	12	5	-	7	-	7
36	20	-	20	13	9	-	4	-	3
37	14	7	7	10	5	-	5	-	4
38	19	4	15	17	13	-	4	-	2
39	9	2	7	7	6	-	1	-	2
40	11	2	9	4	2	2	-	-	7
41	13	7	6	11	10	-	1	-	2
42	16	2	14	6	3	-	3	-	10
43	36	10	26	28	23	-	5	-	8
44	15	8	7	11	8	-	3	-	4
45	9	4	5	5	2	-	3	-	4
46	27	4	23	13	9	-	4	-	14
47	31	14	17(-)	20	14	3	3	-	11
48	30	11	19(-)	23	16	-	7	-	7
49	24	7	17(-)	12	5	-	7	-	12
50	34	12	22(-)	24	14	2	8	-	10
51	25	10	15(-)	19	8	-	11	-	6
52	26	6	20(-)	23	13	-	10	-	3
53	28	3	25(-)	24	16	2	6	-	4
54	32	4	28(3)	20	14	1	3	-	12
55	26	12	14(-)	17	12	1	4	-	9
56	20	9	11(-)	11	4	-	5	-	9
57	20	9	11(-)	14	8	-	6	-	6
58	21	6	15(-)	18	10	-	8	-	3
59	23	3	20(-)	17	14	-	3	-	6
60	18	6	12(-)	16	16	-	-	-	2
61	14	2	12(-)	14	9	-	5	-	-
62	13	-	13(-)	7	4	-	3	-	6
63	21	6	15(-)	18	10	-	8	-	3
平成元年	17	3	14(-)	10	3	-	4	-	7
2	44	7	37(-)	33	19	2	12	-	11
3	32	11	21(-)	25	17	-	8	-	7
4	26	7	19(1)	22	18	-	4	-	4
5	19	4	15(-)	12	6	-	6	-	7
6	35	7	28(-)	20	12	-	8	-	15
7	51	15	36(1)	43	18	1	22	-	8
8	62	8	54(-)	51	39	-	12	-	11
9	74	11	63(1)	49	36	-	13	-	25
10	90	25	65(1)	69	40	1	26	-	21
11	118	21	97	81	58	-	23	-	37
12	179	37	142	142	101	6	35	-	37
13	206	37	169	170	131	2	36	-	36
14	165	36	129	133	93	6	34	-	32

()内は涉外事件の内数

資料:『司法統計年報 3家事編』昭和27~平成14年 最高裁判所事務総局

空欄については記載なし

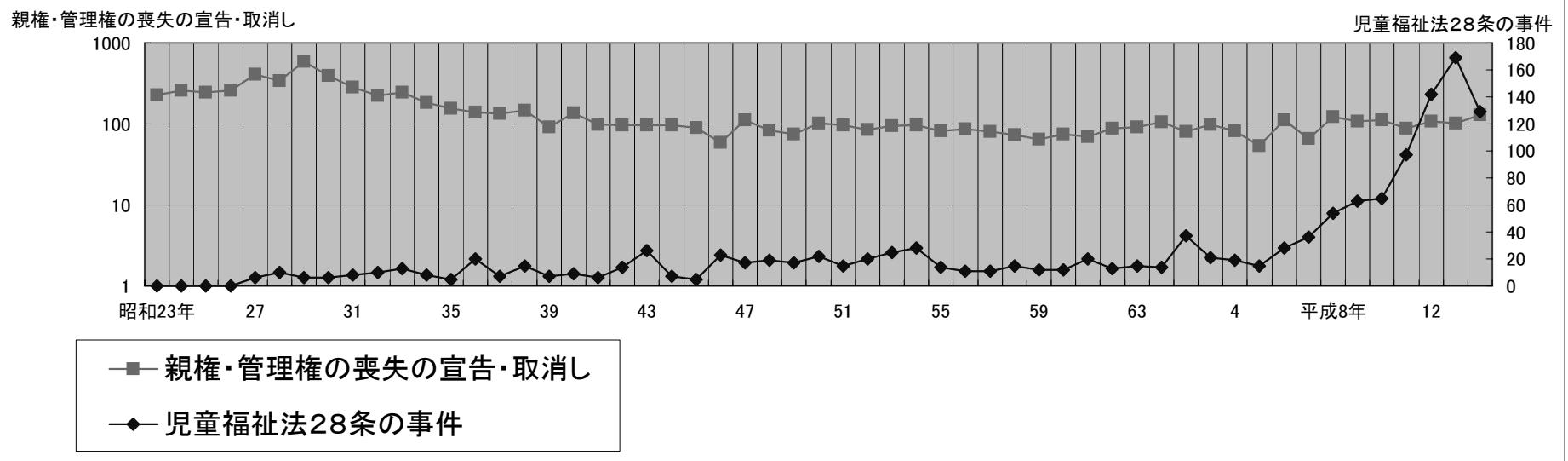
昭和27年以前は独立した項目として計上されていない

<資料5-3>

親権喪失等・児童福祉法28条の新受件数

	親権喪失等	児福法28条										
昭和23年	229		昭和37年	135	7	昭和51年	97(8)	15(-)	平成2年	81(7)	37(-)	
24	258			38	146(3)	15	52	85(9)	20(-)	3	99(3)	21(-)
25	246			39	91(-)	7	53	94(9)	25(-)	4	82(6)	19(1)
26	261			40	136(6)	9	54	96(11)	28(3)	5	54(1)	15(-)
27	405	6		41	99(-)	6	55	82(2)	14(-)	6	112(1)	28(-)
28	338	10		42	97(1)	14	56	87(-)	11(-)	7	66(9)	36(1)
29	594	6		43	96(5)	26	57	81(2)	11(-)	8	122(-)	54(-)
30	395	6		44	97(2)	7	58	73(1)	15(-)	9	108(3)	63(1)
31	282	8		45	89(3)	5	59	69(6)	20(-)	10	112(1)	65(1)
32	225	10		46	59(5)	23	60	74(1)	12(-)	11	88	97
33	244	13		47	112(1)	17(-)	61	65(2)	12(-)	12	108	142
34	182	8		48	83	19(-)	62	88(2)	13(-)	13	102	169
35	156	5		49	74(5)	17(-)	63	92(2)	15(-)	14	130	129
36	138	20		50	102(-)	22(-)	平成元年	105(1)	14(-)			

新受件数の推移



<資料5-4>

児童相談所における親権・後見人関係請求・承認件数

	児童福祉法28条第1項・第2項による措置		親権喪失宣告の請求		後見人選任の請求		後見人解任の請求	
	請求件数	承認件数	請求	承認	請求	承認	請求	承認
49	14	10	5	-	70	57	2	2
50	10	2	4	-	51	46	-	-
51	9	6	-	-	27	26	1	1
52	5	5	-	-	49	50	2	2
53	8	7	-	-	32	30	2	1
54	5	4	1	1	40	33	1	1
55	2	1	-	-	37	41	1	1
56	2	2	1	-	21	23	-	-
57	6	3	3	2	23	21	1	1
58	4	4	-	1	25	26	-	-
59	14	13	2	-	21	17	-	-
60	3	3	1	-	25	19	-	-
61	-	1	-	1	14	18	-	-
62	5	5	-	-	11	11	-	-
63	6	3	1	-	9	8	1	1
平成元年度	3	-	-	-	8	8	-	-
2	19	15	2	-	8	4	-	-
3	10	9	2	3	15	13	-	-
4	7	5	1	1	9	8	-	-
5	5	1	1	-	7	6	-	-
6	4	3	1	1	8	4	1	1
7	31	11	2	-	7	4	-	-
8	35	19	3	-	10	8	-	-
9	49	36	3	1	8	7	2	2
10	39	22	9	2	10	5	-	-
11	88	48	1	6	14	8	1	1
12	127	87	8	-	7	3	-	-
13	134	99	4	1	11	6	-	1
14	117	87	3	3	9	10	-	-
15	140	105	3	-	8	6	-	-

資料:厚生省大臣官房統計情報部編『社会福祉行政業務報告』昭和49～平成15年度 財団法人厚生統計協会

<資料5-5>

親権者、管理権者等の職務執行停止又は職務代行者選任の申立て—全国家庭裁判所

	受理			既済					未済
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	その他	
昭和28年			46						
29			27						
30			19						
31			28						
32			19						
33			35						
34			31						
35			30						
36			14						
37			10						
38			6						
39			10						
40			13						
41			7	...					
42			5	...					
43			18	...					
44			9	...					
45			8	...					
46			15	...					
47			9	...					
48			6	...					
49			5	...					
50			16	...					
51			10	...					
52			11	...					
53			4	...					
54			14	...					
55			14	...					
56	23	2	21	18	6	-	11	1	5
57	26	5	21	18	9	-	9	-	8
58	24	8	16	17	9	1	7	-	7
59	33	9	24	25	10	1	13	1	8
60	33	6	27	24	4	4	13	3	9
61	29	7	22	23	10	2	11	-	6
62	37	8	29	20	7	2	11	-	17
63	50	17	33	37	13	2	19	3	13
平成元年	59	13	46	40	23	1	16	-	19
2	44	19	25	27	10	3	14	-	17
3	40	17	23	30	12	3	14	1	10
4	29	10	19	23	10	2	10	1	6
5	48	6	42	39	22	3	11	3	9
6	56	9	47	38	17	4	15	2	18
7	50	18	32	40	6	2	31	1	10
8			52(23)	46(19)	12(6)	6(-)	26(13)	2(-)	16(6)
9			55(19)	57(23)	21(6)	1(-)	34(16)	1(1)	14(2)
10			53(30)	57(28)	28(21)	7(2)	22(5)	-	10(4)
11			55	49	19	6	22	2	16
12			65	68	26	2	37	3	12
13			68	53	19	10	21	3	27
14			65	68	17	21	29	19	24

資料:『司法統計年報 3家事編』昭和27~平成14年 最高裁判所事務総局

()内は特に親権喪失等に関して申立てが行われた数

空欄については記載なし

<資料6-1>
児童虐待に係る検挙人員(1999年~2003年)

	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死	非致死							
平成11年	130	20	48	18	1	-	12	3	22	5	19
12	208	35	105	26	4	-	15	9	17	3	20
13	216	38	109	32	9	-	4	5	23	3	25
14	184	20	101	20	5	1	7	4	25	-	21
15	183	26	98	25	6	-	6	3	20	4	20

<資料6-2>
嬰児殺の検挙人員(1945年~2003年)

	認知件数	検挙件数	検挙人員			
			計	男	女	女子比
昭和20年	160	136	141	31	110	78
21	251	198	202	55	147	72.8
22	310	235	260	66	194	74.6
23	399	300	353	104	249	70.5
24	374	297	342	58	284	83
25	339	273	321	66	255	79.4
26	290	227	263	41	222	84.4
27	255	202	226	43	183	81
28	274	214	232	41	191	82.3
29	199	163	182	34	148	81.3
30	195	168	177	24	153	86.4
31	178	135	142	21	121	85.2
32	155	127	136	19	117	86
33	141	112	117	16	101	86.3
34	184	144	150	20	130	86.7
35	190	155	158	21	137	86.7
36	169	147	138	17	121	87.7
37	171	144	143	17	126	88.1
38	180	158	155	19	136	87.7
39	192	156	148	12	136	91.9
40	221	182	179	15	164	91.6
41	206	173	173			
42	183	152	149			
43	222	183	186			
44	185	163	168			
45	210	187	190			
46	189	149	150			
47	174	152	148	7	141	95.3
48	196	156	145	11	134	92.4
49	190	160	153	13	140	91.5
50	207	177	156	17	139	89.1
51	183	161	152	19	133	87.5
52	187	168	151	12	139	92.1
53	163	149	137	12	125	91.2
54	165	142	120	9	111	92.5
55	167	154	122	7	115	94.3
56	138	123	111	9	102	91.9
57	138	124	118	9	109	92.4
58	146	127	106	6	100	94.3
59	112	106	97	9	88	90.7
60	129	120	109	10	99	90.8
61	99	93	78	3	75	69.2
62	107	102	87	5	82	94.3
63	91	78	70	4	66	94.3
平成元年	85	74	56	5	51	91.1
2	82	81	69	3	66	95.7
3	71	64	47	2	45	95.7
4	67	57	49	1	48	98
5	66	63	57	5	52	91.2
6	45	43	34	2	32	94.1
7	52	49	38	4	34	89.5
8	52	51	39	6	33	84.6
9	41	40	38	3	35	92.1
10	38	37	32	4	28	87.5
11	26	24	19	-	19	100
12	33	31	29	4	25	86.2
13	40	33	35	4	31	88.6
14	29	25	21	1	20	95.2
15	27	26	18	6	12	66.7

資料:法務省法務総合研究所編『犯罪白書』平成11年～16年版 大蔵省印刷局発行
警察庁 犯罪統計書 『昭和20年の犯罪』～『平成11年の犯罪』

平成16年度研究報告書
虐待の援助法に関する文献研究（第2報：1980年代）
児童虐待に関する法制度
および法学文献資料の研究
第1期（1980年から1990年まで）

平成17年9月30日発行

発 行 社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091
mail : info@crc-japan.net
homepage : <http://www.crc-japan.net>

編 集 研究代表者 保 坂 亨
共同研究者 吉 田 恒 雄
鈴 木 博 人
田 澤 薫 子
加 藤 洋 美
初 川 愛 香
近 藤 由 香

印 刷 (有)創文社 TEL. 045-716-0018